平成 23 年

第４回 十島村議会定例会会議録

開会　平成 23 年 12 月 12 日（月）
閉会　平成 23 年 12 月 14 日（水）

十　島　村　議　会

平成２３年第４回（１２月）　十島村議会定例会

第１号（１２月１２日）（月）

1. 開　　会 …… 1
2. 日程報告 …… 1
3. 日程第１　会議録署名議員の指名 …… 1
4. 日程第２　会期の決定 …… 1
5. 日程第３　会期日程の決定 …… 2
6. 日程第４　諸般の報告 …… 2
7. 日程第５　行政報告 …… 2
8. 日程第６　一般質問 …… 8
9. 日程第７　議案第81号　鹿児島広域市町村圏協議会の廃止に関することについて …… 21
10. 日程第８　議案第82号　鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について …… 22
11. 日程報告 …… 23
12. 散　　会 …… 23

第２号（１２月１３日）（火）

1.	開　　会			…………………………………………………………	24
2.	日程報告			…………………………………………………………	24
3.	日程第１	同意第 1 号	十島村教育委員会委員の任命について	…………	24
4.	日程第２	議案第 83 号	損害賠償の額を定めることについて	…………	26
5.	日程第３	議案第 84 号	権利の放棄について（特別導入型基金）	…………	32
6.	日程第４	議案第 85 号	平成 23 年度十島村一般会計補正予算（第 3 号）について	…………	35
7.	日程第５	議案第 86 号	平成 23 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	…………	49
8.	日程第６	議案第 87 号	平成 23 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 3 号）について	…………	50
9.	日程報告			…………………………………………………………	53
10.	散　　会			…………………………………………………………	53

第３号（１２月１４日）（水）

1. 開　　会 …… 54
2. 日程報告 …… 54
3. 日程第１ 議案第88号 平成23年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定・介護サービス勘定）補正予算（第2号）について …… 54
4. 日程第２ 議案第89号 平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第3号）について …… 57
5. 日程第３ 議案第90号 十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 60
6. 日程第４ 議案第91号 『フェリーとしま』検査工事および一般工事請負契約の締結について …… 61
7. 日程第５ 閉会中の議会運営委員会の継続調査の件 …… 65
8. 教育長発言 …… 65
9. 日程報告 …… 66
10. 閉　　会 …… 66

平成２３年第４回（１２月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜日	船	日　程	備　考
12	11	日	入		
12	12	月	出	本会議	＜議会運営委員会＞ ＜議会広報調査特別委員会＞ ＜常任委員会（総務・経済）＞所管事務調査の件
12	13	火		本会議	＜全員協議会＞
12	14	水	入 出	本会議	
12	15	木			所管事務調査（小宝島）
12	16	金	入 出		
12	17	土			
12	18	日	入		

平成２３年第４回（１２月）十島村議会定例会　提出案件一覧表

月日	曜	件　名	日程
12月12日	月	＜議会運営委員会＞ ＜議会広報調査特別委員会＞　①議会ライブ中継の件　　②議会だよりの件 ＜常任委員会（総務・経済）＞所管事務調査の件 第 1　会議録署名議員の指名 第 2　会期の決定 第 3　会期日程の決定 第 4　諸般の報告 第 5　行政報告 第 6　一般質問（日高助廣議員→村長） （永田和彦議員→村長） 第 7　議案 第 81号 鹿児島広域市町村圏協議会の廃止に関することについて 第 8　議案 第 82号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約変更	1
12月13日	火	第 1　同意 第　1号 人　　事：十島村教育委員会委員の任命について 第 2　議案 第 83号 損害賠償の額を定めることについて 第 3　議案 第 84号 権利の放棄（特別導入型基金）　　日高通議長：除斥 第 4　議案 第 85号 予算補正（23年度一般会計 補正第3号）　＋ 177,450千円 → 3,279,633 千円 第 5　議案 第 86号 予算補正（23年度国保特会 補正第2号）　＋ 474千円 → 99,727 千円 第 6　議案 第 87号 予算補正（23年度船舶特会 補正第3号）　＋ 290千円 → 862,781 千円 ＜全員協議会＞　①畜産組合法人化の件	2
12月14日	水	第 1　議案 第 88号 予算補正（23年度介護特会 補正第2号）　＋ 442千円 → 91,502 千円 第 2　議案 第 89号 予算補正（23年度簡水特会 補正第3号）　＋ 475千円 → 78,743 千円 第 3　議案 第 90号 条例改正：十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 第 4　議案 第 91号 契　　約：『フェリーとしま』検査工事および一般工事請負契約の締結 第 5　議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件	3
12月15日	木	所管事務調査（小宝島）	
12月16日	金		

（議決結果）

平成２３年第４回（１２月）十島村議会定例会

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
議案 第81号	鹿児島広域市町村圏協議会の廃止に関することについて	23.12.12	原案可決	議決 第80号
議案 第82号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	23.12.12	原案可決	議決 第81号
同意 第 1号	十島村教育委員会委員の任命について	23.12.13	同意	同意 第 1号
議案 第83号	損害賠償の額を定めることについて	23.12.13	原案可決	議決 第82号
議案 第84号	権利の放棄について（特別導入型基金）	23.12.13	原案可決	議決 第83号
議案 第85号	平成23年度十島村一般会計補正予算（第3号）について	23.12.13	原案可決	議決 第84号
議案 第86号	平成23年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	23.12.13	原案可決	議決 第85号
議案 第87号	平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第3号）について	23.12.13	原案可決	議決 第86号
議案 第88号	平成23年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定・介護サービス勘定）補正予算（第2号）について	23.12.14	原案可決	議決 第87号
議案 第89号	平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第3号）について	23.12.14	原案可決	議決 第88号
議案 第90号	十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23.12.14	原案可決	議決 第89号
議案 第91号	『フェリーとしま』検査工事および一般工事請負契約の締結について	23.12.14	原案可決	議決 第90号
	閉会中の議会運営委員会の継続調査の件	23.12.14	決定	

平成23年12月12日（月）

1．出席議員は次のとおりである。

1番	日高助廣君
2番	永田和彦君
3番	前田功一君
4番	平泉二太君
5番	平田傳義君
6番	用澤満男君
7番	有川和則君
8番	日高通君

2．欠席議員は次のとおりである。（0名）

3．地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村長	敷根忠昭君
副村長	福満征一郎君
教育長	齊脇司君
総務課長	肥後政司君
住民課長	久保源一郎君
経済課長	松下賢次君
教育委員会教育総務課長	福澤章二君
会計管理者	安藤浩樹君

4．職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記　清川健君

平成23年12月13日（火）

1．出席議員は次のとおりである。

1番	日高助廣君
2番	永田和彦君
3番	前田功一君
4番	平泉二太君
5番	平田傳義君
6番	用澤満男君
7番	有川和則君
8番	日高通君

2．欠席議員は次のとおりである。（0名）

3．地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村長	敷根忠昭君	
副村長	福満征一郎君	
教育長	齊脇司君	
総務課長	肥後政司君	
住民課長	久保源一郎君	
経済課長	松下賢次君	
教育委員会教育総務課長	福澤章二君	
会計管理者	安藤浩樹君	
経済課航路対策室長	上村晋一君	（日程第2、議案第83号のみ）

4．職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記　清川健君

平成23年12月14日（水）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	日高助廣君
2番	永田和彦君
3番	前田功一君
4番	平泉二太君
5番	平田傳義君
6番	用澤満男君
7番	有川和則君
8番	日高通君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村長	敷根忠昭君	
副村長	福満征一郎君	
教育長	齊脇司君	
総務課長	肥後政司君	
住民課長	久保源一郎君	
経済課長	松下賢次君	
教育委員会教育総務課長	福澤章二君	
会計管理者	安藤浩樹君	
経済課航路対策室長	上村晋一君	(日程第4、議案第91号のみ)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記　清川健君

平成２３年第４回（１２月）十島村議会定例会　議事日程（第１号）

平成23年12月12日（月）　午前・(午後)　1　時　00　分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
		＜議会運営委員会＞		
		＜議会広報調査特別委員会＞		
		＜常任委員会（総務・経済）＞　所管事務調査の件		
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		会期の決定		
第 3		会期日程の決定		
第 4		諸般の報告		
第 5		行政報告		
第 6		一般質問（日高助廣議員→村長）		
		一般質問（永田和彦議員→村長）		
第 7	議案 第81号	鹿児島広域市町村圏協議会の廃止に関することについて		
第 8	議案 第82号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について		

平成２３年第４回（１２月）十島村議会定例会

１２月１２日（月）

△開会宣言

○議長（日高通君）
只今から、　平成 23 年第 4 回（12 月）十島村議会定例会を開会します。

△開議宣告

○議長（日高通君）
これから、本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（日高通君）
本日の日程は、お手元に配布いたしております議事日程のとおりであります。

△日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（日高通君）
日程第 1、「会議録署名議員の指名」をします。会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定によって、7 番・有川和則君及び 1 番・日高助廣君を指名します。

△日程第２　会期の決定

○議長（日高通君）
日程第 2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から 12 月 14 日までの 3 日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）
異議なしと認めます。
従って、会期は、本日から 12 月 14 日までの 3 日間に決定いたしました。

△日程第３　会期日程の決定

○議長（日高通君）

日程第3、会期日程の決定を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

△日程第４　諸般の報告

○議長（日高通君）

日程第4、諸般の報告を行ないます。

はじめに、会議・研修会関係についてご報告いたします。

9 月定例会におきまして議員派遣の決定をいたしました町村議会議長全国大会等につきましては、議会決定のとおり私と有川副議長及び議会事務局長の3名で出席をいたしました。

大会では、それぞれの大会宣言の趣旨に沿って、「第 30 回離島振興市町村議会議長全国大会」では、国に対する 12 項目 12 案件、「第 55 回町村議会議長全国大会」では、24 項目及び地区別要望 9 項目の要望事項を決定、特別決議として「東日本大震災からの早期復興に関する特別決議」、「真の分権型社会の実現に関する特別決議」、「町村税財源の充実強化に関する特別決議」、「社会保障改革に関する決議」、「環太平洋経済連携協定に関する特別決議」の 5 案件も決議いたしております。

また、県議長会により開催されました「議長等研修会」では、ＮＨＫ解説委員神志名泰裕氏による「“野田ドジョウ政権”と政治のゆくえ」という題目で講演が行なわれました。

そのほか国会議員等への挨拶・陳情、日本離島センター訪問などを行って参りました。

大会等の詳細な内容につきましては、11 月 28 日付けで資料を添えて議員各位にご報告申し上げましたとおりですので、ご確認願います。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、今年の 9 月定例会以後に実施されました 10 月、11 月の例月出納検査結果、及び 10 月に実施されました定期監査結果についての報告がありました。これらの内容につきましては、お手元に配布いたしておりますので、お目通し願いたいと思います。

最後に、先の 9 月定例会を主な内容としました「議会だより」第 55 号を、12 月 2 日に発行いたしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第５　行政報告

○議長（日高通君）

日程第5、行政報告を行います。

村長から9月定例会以降の行政報告についての申し出がありました。
これを許可します。
村長　敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

平成 23 年第 4 回定例村議会の開会に当たりまして当面する村政の諸問題の推移等につきましてご報告を申し上げます。

先ず、職員採用の件でございますが、9 月の定例村議会でも報告いたしましたけれども、一次試験及び二次試験の結果を経て、今月 1 日付けで一般職 2 名を採用しております。現在両名は、12 月 5 日から約 2 週間の予定で各島出張所において研修中であります。

また、船員職につきましては、平成 24 年 4 月 1 日付けの採用を内定しております。

本土復帰 60 周年記念式典につきましては、11 月 3 日に鹿児島市内のホテルにて執り行いました。

当日は、式典に 337 名（内訳では、来賓 36 名、村民 139 名、ふるさと会 111 名、役場 51 名）、式典後の懇親会に 452 名の参加をいただきました。

式典は、来賓による祝辞や功労者表彰、村の歴史を振り返るスライドショーなどを実施いたしました。

式典に引き続き、鹿児島大学の長嶋俊介教授にコーディネーターを努めていただき、前村長や戦争体験者、金十丸の乗組員、各島の地域づくり代表者及びトカラふるさと会代表者を交えてフォーラムを開催し、本土復帰後の十島村の状況や現在取り組んでいる各島での地域づくり活動の状況などを報告していただきました。

懇親会は、来賓、島民、出身者など 452 名の参加のもとに開催され、島の芸能などが披露され大変盛会でありました。

また、式典に先立ち、3 日の午前中には、島民、出身者、フェリーとしま乗組員、役場職員合わせて 151 人の踊り連を編成いたしまして、「おはら祭り」に参加いたしました。まさにトカラが一つになった感があり、多くの沿道の市民に十島村の存在と本土復帰 60 周年を強くアピールすることができました。

島民や出身者がこのように一堂に会する機会は滅多にないことから、本土復帰後の村を振り返るとともに今後の十島村について、出身者も交えて考える良い機会になったと思っております。

また、式典には国会議員、県議会議員の方々にも多数ご出席いただき、十島村の歴史や諸課題についてご理解をいただくとともに、次期離島振興法の改正に向け十島村の課題等をしっかりアピールできたものと考えております。

この他、本土復帰 60 周年を記念し制作した各島民の集合写真パネルを先日、各島に送付し、コミセン等に掲示しております。

また、来年 2 月 4 日の本土復帰 60 周年記念日に合わせて、記念植樹を予定しておりますが、これから、各島において植える場所及び樹種の選定作業を進めていただくこととしております。

今年で 19 回目となる全国離島の祭典で、アイランダーが 11 月 26 日、27 日の両日東京都池袋で開催されました。

本村もトカラ列島の名前でブースを出しまして、観光ＰＲ、友好島民募集、Ｉターン相談、特産品販売、アンケートなどを実施しました。

特産品では、特に島バナナが大変人気がございまして、初日にすべて完売するというような状況でありました。

Ｉターン相談については、数件ありましたが、いずれも早々に村に住みたいというものではなく、また村に行ったことが無い方がほとんどでありましたので、一度島を見ていただくようお伝えしたところであります。

皆既日食を機にトカラ列島の知名度は各段に上がっておりまして、トカラ列島を知っているが、ただ、「知っており興味はあるが、行ったことがない」という方が多い状況にあります。これらの方々からの意見では、やはりトカラは遠くて時間がかかるというイメージが大きく、このようなマイナスイメージを打破するような工夫や情報発信のあり方を今後検討する必要があると思われます。

最終日の夜には関東在住の十島村出身者との交流会を催し、ふるさと納税のお願いやカレンダーの配布、村の現況説明などを行なっております。来年以降も多くの出身者に呼びかけを行ない、交流を深めてまいりたいと考えております。

鹿児島市立病院を運航主体として、今月 26 日から運航開始予定の鹿児島県ドクターヘリにつきまし

ては、12 月 1 日より、実際の機体を使用した実地訓練が開始されました。
本村では 12 月 2 日に口之島ヘリポートにおいて訓練が行われる予定でありましたが、悪天候により延期となり、今月 22 日の訓練最終日までに再度、口之島において訓練が行われる予定となっております。
訓練場所の選定につきましては、当初、本土・熊毛地区の最南端とされている諏訪之瀬島や悪石島での実施を要望いたしましたが、当日の訓練行程に三島村での訓練も含まれておりまして、飛行可能距離が制限されたことから、本村最北端の口之島での実施に決定しました。
本運航地区の最南端につきましては、機体の最大飛行距離の制限等から机上計算では、悪石島までの飛行が可能とみられていますが、本村区域内での実際の訓練を基に最終判断が下されることとなっております。また、現在運用されている鹿児島県防災ヘリや海上自衛隊による救急ヘリ搬送業務との線引きにつきましては、県保健医療福祉課において関係機関と検討中とのことでございまして、現時点では明確な基準は定められておりません。
しかし、夜間時の救急搬送につきましては、原則としてこれまでどおり海上自衛隊によって行なわれるようであります。
今後、本村における飛行訓練の実施や運航開始までの協議が進む中で、県防災ヘリ等との線引きや本地区運航範囲の拡大等について、引き続き協議を進めていきたいと考えております。
特定診療科巡回診療を 9 月 30 日から 10 月 5 日まで上 4 島で、11 月 4 日から 9 日まで下 3 島で実施いたしました。本年度は、耳鼻科の診療も実施しましたが、天候の都合で、中之島での耳鼻科診療が残っており、年度内に実施する予定にしております。
9 月から 11 月にかけて本年度、2 回目の鍼灸事業を各島で実施しており、受診者数は延べ 97 人でありました。
10 月 4 日、鹿児島こども病院ボランティア診療が、悪石島、小宝島、宝島で実施されております。
本年度、2 回目の離島巡回歯科診療を 10 月 14 日から 19 日まで諏訪之瀬島、平島で、11 月 12 日から 23 日まで悪石島、宝島で、11 月 26 日から 27 日まで中之島で実施しました。小宝島、口之島は天候の都合で実施できておりませんが年度内に実施する予定にしております。
上半期に実施が計画どおりできなかった機能訓練事業につきましては、10 月 15 日口之島、10 月 22 日宝島、11 月 12 日悪石島、11 月 26 日中之島で実施をいたしました。諏訪之瀬島についても年度内に実施する予定であります。
ゴミリサイクルをより積極的に推進するため、11 月 17 日から 18 日にかけて、ゴミ分別の先進地である志布志市での視察研修を行いました。村内各島から 16 名の参加がございまして、再資源化率、全国第 2 位の状況を視察しました。志布志市は、地域内の一般廃棄物処理業者との連携によりまして、大がかりなリサイクルの仕組みが構築されておりまして、市民の意識も高く 29 品目での分別収集が徹底されています。
ちなみに本村では 14 品目での分別収集を行なっているところでございます。
視察研修を終えた参加者は、ゴミ収集の分別に関する定期的なレクチャーや志布志市と同じように補助金交付を活用した環境学習活動での住民の意識改革を進めるべしとする提言や、資源ゴミ以外の廃棄物処理が問題だとする意見等もあり、参加者の美しい村づくりへの情熱を感じたところであります。
美しく且つ衛生的な環境が住みよい地域であり、そうしたところに定住化や持続する社会が生まれることを想定すれば、まずは地域の実情に応じた住民生活の快適性や合理的な手法への取組みが必要と思われることから、地域住民とともにそうした環境問題への意識改革や取組みを継続的に進めていきたいと考えております。
11 月 21 日、十島村高齢者保健福祉計画及び第５期介護保険事業計画策定委員会を開催し、24 年度～26 年度の介護保険料の試算等について審議をしていただいております。来年 2 月に第 3 回の委員会を開催し、福祉計画、介護保険料等を決定していただくことにしております。
また、当日は、引続き十島村障害者計画及び障害福祉計画についても審議をしていただいたところでございます。
11 月 21 から 27 日までの間、看護師のスキルアップ、医療従事者の交流、医療機関との連携を目的に、鹿児島市の今給黎病院との相互派遣による離島看護師研修を実施しております。
参加した 7 名の看護師には、大変貴重な研修であったものと考えておりまして、今後の診療所での業務に生かしていただきたいと思っているところでございます。

中之島高尾地区農業経営近代化事業については、生姜の収穫や馬鈴薯の作付準備のため、施設整備面において若干、遅れておりますが年内には3棟の平張りハウスが完成する見込みとなっております。

収穫された生姜につきましては、加工用としての販売や道の駅などで小売販売を行っております。

馬鈴薯については、作付は終わりましたが生育については、度重なる強風に見舞われ茎折れ等の被害はありますが、順調に成長しており、収穫は1月下旬から2月に予定しております。

金柑・たんかんなどの柑橘類につきましては、年内に平張りハウスの完成を終えまして、断根シートを使用した新技術を導入し、2月までに苗の定植を行うこととしております。

前回の行政報告でも申し上げましたが、本事業は、農地整備、農業施設の整備、農作業の機械化、新技術の導入など本村の農業振興を大きく左右するパイロット事業であると認識しており、従事者を始め技術指導者などの人材確保、育成も重要課題となっております。

子牛セリにつきましては、10月から12月にかけて3回のセリ市が行われ、90頭が出場し29,266千円を売り上げております。

子牛出荷につきましては、前年度同時期（4月から12月でありますが）、これを比較しますと出荷頭数で20頭減少しておりますが、出荷価格では18,054千円の増加で、平均価格においても76千円の増となっております。

6月から11月までのセリ価格は上昇しておりましたが、12月セリにおいては、これまでの上昇傾向に陰りが見え、平均価格では登記去勢で29千円減の342千円、登記雌牛で60千円減の229千円となっております。

この傾向につきましては、本村に特化したものではなくて、鹿児島中央地区全体の平均価格も低下しているところであります。

なお、本村の子牛生産においては、生産者の飼養技術も少なからず向上をしておりまして、最近では評価の高い子牛の出場もございまして、本土との格差も若干、縮まっていますが、12月鹿児島中央家畜市場において平均価格を比較しますと登記去勢・登記雌牛とも85千円の格差がありました。

村としましても、輸送時における長時間拘束の体重減少を解消するために、11月からセリ前の出場子牛の牛舎ゲージでの飼養、子牛個体毎の給餌方法など鹿児島での子牛飼養管理方法を改善することにより、体重の復調・増量を目指し活動を行なっております。

また、各畜産農家においても子牛の生産基準である体重、体高について、血統に値するよう飼育を積極的に行ない畜産経営の向上に努めていただきたいと思っているところでございます。

家畜導入事業につきましては、5月セリ市以降14頭を鹿児島中央家畜市場で購入しております。今後におきましても血統、品質の良い繁殖雌牛の導入を図り、市場での評価を高め、農家の所得向上に繋げていきたいと考えております。

畜産組合の法人化につきましては、平成23年11月25日に畜産組合長会議が開催され、発起人、理事の定員については各島2名以内、監事定員は2名とすることが決定されました。あわせて役員報酬等も決定されました。

また、平成24年1月19日及び20日に発起人会を開催し、定款の決定や理事を選出し、2月1日に設立登記申請を行い、事業所を開設するということが決定されております。

トカラ列島島巡りマラソンにつきましては、本村の一大イベントとして位置づけされる事業に成長をしておりまして、今年で第5回を迎えております。

昨年は台風などの影響により開催直前に中止に至ったこともございまして、本大会の成功にかけるスタッフの強い思いは並々ならぬものがありました。

大会は、10月29日に県内外から117名の参加、本村の住民や小中学生から73名の参加がございまして、スタッフを含めますと250名を超す大会となっております。

当日は気象が悪く平島、小宝島でのレースは中止せざるを得ない状況ではございましたが、港では接岸中の短い時間の中で参加者と島民が旧交を温め合う光景が見られました。

また、地元小中学生が大人のランナーと必死になって競争する場面などが見られ、この大会が単なるマラソン大会ではなく、人と人との心を繋ぐ温かいイベントとして成長していると感じております。

宝島での交流会では、突発的な雨により会場を急きょ宝島小中学校体育館に移しての開催となりましたが、宝島青年団、婦人会の皆さんのご協力により、無事に開催することが出来ました。

なお、学校の先生方には急な予定変更にも拘らず会場の設営を自主的に引き受けていただき円滑に交流会が開催でき、感謝いたしているところであります。

料理を担当された婦人会の皆様方には、島の産物をふんだんに使用した食事を用意していただき、参加者から大変美味しいと賞賛を頂きました。

上り便では小中学生による太鼓の演奏やエイサー踊りの披露がありまして、加えて子供たちの見送りの光景を目にした参加者は殆どが感動のあまり涙しており、まさに「人と自然が創るぬくもりのある島々トカラ」を体感して頂けたのではないかと考えております。

本イベントは住民、出身者、村外のサポーターを結ぶ重要なイベントであると認識しておりまして、今後も住民の皆さんのご協力をいただき、継続して実施していくことで、本村の特異性や力強さを全国に発信していきたいと考えております。

本年度の地籍調査事業については、平成 23 年 9 月 16 日に委託契約を締結しておりまして、中之島字サツダの一部と字落シの一部を調査することとしております。

林道口之島線につきましては、平成 23 年 10 月 21 日に工事延長 200m で工事請負契約を締結しておりまして、平成 24 年 2 月 29 日の完成予定であります。

また、林道口之島線の測量設計委託を延長 426m で平成 23 年 11 月 15 日に委託契約を締結しております。これにより林道口之島線の測量については全て完了いたします。

林道中之島椎崎線につきましては、平成 23 年 10 月 21 日に工事延長 240m で工事請負契約を締結しておりまして、平成 24 年 2 月 29 日の完成予定であります。補助林道舗装事業については、例年でありますと口之島線が延長 230m 程度、椎崎線については延長 320m 程度の施工実績がありましたが、建設資材でコンクリートの高騰がありまして、例年の 80%程度の施工しかできない状況となっております。

5 月 27 日から 29 日に来襲しました台風 2 号の豪雨災害による林道災害復旧事業の口之島線 2 箇所については、平成 23 年 12 月 5 日に工事請負契約を締結しておりまして、平成 24 年 3 月 19 日の完成予定であります。

復旧内容につきましては、1 号箇所は被災延長 25m で、復旧工法は植生マットによる法面保護工で 590 ㎡の復旧面積になります。

2 号箇所は、被災延長 8m で、復旧工法につきましては同じく植生マットによる法面保護で 120 ㎡の復旧面積になります。

道路災害復旧事業の村道中之島南廻線につきましては、平成 23 年 11 月 16 日に工事請負契約を締結しており、平成 24 年 3 月 19 日の完成予定であります。復旧延長 28.8m で主な復旧工法につきましては L 型擁壁工が延長 12m。コンクリート吹付法枠工が面積 977 ㎡。植生基材吹付け工が面積 338 ㎡。モルタル吹付工が面積 201 ㎡となっております。

港湾整備事業の国庫補助につきましては、東之浜港、元浦港は工事請負契約を 11 月の臨時議会で承認を頂いておりまして、また、小宝島港の設計委託業務は 11 月 17 日に契約を締結しております。

県単事業では、平島東之浜港コンテナ置き場整備舗装事業につきまして、10 月 21 日に工事請負契約を締結し、平成 24 年 2 月 29 日の完成予定となっております。

南之浜港の船置場の整備につきましては、小型船溜まりの背後地が狭く陸揚げ用地が整備されていないため、点検整備や台風時において道路上へ陸揚げしていたことで、通行の妨げになっておりましたが、これを改善するため、用地 663 ㎡を含めた船置場の整備工事について、平成 23 年 10 月 23 日に工事請負契約を締結し、平成 24 年 2 月 29 日の完成を予定しております。

また、繰越し事業の船巻き上げ施設につきましては、12 月下旬の完成予定で進めております。

小宝島港の整備につきましては、荒天時の荷役作業の際に支障があった防波堤背後からの越波を防止するため、上部工延長 31mの嵩揚げと消波ブロック 50 t の据付工事について、平成 23 年 10 月 21 日に工事請負契約を締結し、平成 24 年 2 月 29 日の完成を予定しております。

防舷材整備工事につきましては、12 月 5 日工事請負契約を締結し、平成 24 年 2 月 29 日の完成予定であります。施工個所は南之浜港と小宝島港にそれぞれ 4 基整備する予定であります。

道路事業につきましては、県単事業において集落内道路の側溝整備について平成 23 年 10 月 21 日に工事請負契約を締結しておりまして、平成 24 年 2 月 29 日に完成で予定をしております。施工箇所につきましては、口之島、中之島、平島、宝島であります。

簡易水道の県単事業につきましては、中之島日之出地区の水源管理用道路整備工事、延長 200mにつきましては平成 23 年 10 月 21 日に工事請負契約を締結し、平成 24 年 2 月 29 日の完成を予定しております。

諏訪之瀬島、小宝島淡水化施設保守点検業務につきましては、淡水化施設物品購入 2 件と同時に発注

し、平成 23 年 11 月 17 日に委託業務、物品売買契約を締結し、平成 24 年 1 月 31 日が履行期限となっております。

悪石島水源開発調査につきましては、昨年度 31m試掘した箇所をさらに 19m試掘し水源調査を行なう計画で 11 月 18 日に業務委託契約を締結し、平成 24 年 1 月 31 日の履行期限となっております。

平島南之浜地区配水管布設に係る設計委託業務は延長約 1,300m となっておりまして、平成 23 年 11 月 15 日に業務委託契約を締結し、平成 23 年 12 月 22 日の完成を予定しています。

繰越事業の口之島、中之島、宝島地区における滅菌施設整備工事につきましては、9 月末に完成をいたしております。

損害賠償事案であります議案提出をしておりますが、「フェリーとしま」の積荷損傷事故につきましては、9 月 25 日の上り便で平島南之浜港におきまして、ランプウェイが使用出来なかったことから積荷である軽自動車を車両用モッコにより吊りあげたところ、モッコのロープ切断により岸壁に落下し積荷に損傷を与えております。

損害賠償につきましては提出議案のとおり示談が成立いたしました。

人身事故に至らなかったことが幸いでございまして、今後は事故防止対策を徹底し、事故が起きないよう再発防止に努めてまいります。

フェリーとしまの入渠につきましては、鹿児島ドック鉄工株式会社と 12 月 7 日付で工事請負仮契約を締結しております。工事期間の 2 月 13 日～27 日の間は代替船みしまの運航を予定いたしております。

定期船の運航状況でありますが、10 月は、台風も接近せず順調に運航するこができましたが、11 月の運航については、一便だけ季節風の影響により定期運航ができず利用者の皆様方に大変ご不便をおかけしました。

なお、臥蛇島慰霊便、列島マラソン便、復帰 60 周年事業便の運航につきましては、条件運航となった便も有り手放しでは喜べないところでありますが、皆さまのご協力により村営船としての役割を果たすことができました。

今後、冬期季節風の時期になりますが、細心の注意を払い安全運航に努めてまいります。

7 月から実施してまいりました実証運航につきましては、11 月中旬の鹿児島入港便をもって終了をいたしました。当初、実証運航の計画は 12 回でしたが、台風による影響等で 10 回実施することができました。今後、実証運航の評価・検証を行ってまいりますが、結果につきましては改めてご報告を申しあげます。

平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日の国庫航路補助事業の申請欠損額は、4 億 7 千万円となっており、前年度と比較しますと 3 千万円ほど欠損が増加いたしております。主な要因といたしましては、東日本震災以降、燃料不足により燃料費が 5 千万円程度増えたことと、前年度は定期船のプロペラ軸関係の特別工事 2 千万円による支出があったことによるものでございます。

今後も、定期船の経年劣化による維持費や修繕費は拡大することが予想されますが、業者対応だけでなく乗組員対応などの方法も率先して実施し経費節減に努め、本航路維持のため努力したいと考えております。

なお、中之島港及び南之浜港のランプウェイ敷鉄板布設工事につきましては、来年 1 月に発注する予定であります。

本年度の学校構成の推移でございますが、5 月 1 日現在で、小学生 38 名、中学生 20 名、児童生徒合計 58 名、うち山海留学生 13 名でありましたが、9 月になりますと合計で 4 名減少し、小学生 35 名、中学生 19 名、合計 54 名、うち山海留学生 12 名となっておりました。しかし、9 月から 10 月にかけまして山海留学生 3 名、Ｉターン者の子弟１名の転入がございまして、12 月 1 日現在では、小学生 37 名、中学生 21 名の合計 58 名、うち山海留学生 15 名となっております。

11 月 16 日に宝島の天然記念物指定に向けた文化庁文化財部記念物課の文化財調査官及び県文化財課等によります現地確認調査が実施されております。今回は自治会の皆様 4 名にも同行していただき、一緒に現地確認をいたしました。指定地域といたしましては、女神山一帯でございまして、そのほか、ヘリポート付近の砂丘植物群落の 2 カ所が有力で、最初に地籍関係から作業が行いやすい女神山地区を指定し、次にヘリポート付近を指定するという計画で進めることにしております。

11 月 22 日に宝島小中学校におきまして県教委の学校訪問が実施されました。県教委からは義務教育課長、学校施設課長、義務教育課指導主事の３名が参加されました。一行は、学校経営等について説明を受けたあと、授業参観、児童による宝島紹介、生徒による学校紹介、そしてスチールドラム演奏を見

学されました。
　県教委の子どもたちに対する挨拶の中で「授業、レセプション等いずれも素晴らしいものを見せていただきました。これからも、自信を持って胸を張って進んで下さい」という激励をいただきました。
　教育委員会の主要工事等の進捗状況でありますが、中之島屋内運動場及び宝島給食室の屋根の防水加工につきましては11月末に完成をしております。
　小宝島の屋内運動場整備につきましては、地質調査が終了し、基本・実施設計に入っております。また、現在、各島の学校施設等の維持補修工事を行っております。
　諏訪之瀬島分校の運動場排水工事につきましては、先の９月議会でもご報告いたしましたが、東日本大震災の関係で未だ国からの内示が届いておりません。11 月に再度県を通じて要望書を提出したところでございます。
　ファミリー劇場につきましては、当初 9 月 17 日に 4 島で開催が計画されておりましたが台風発生により欠航となったことからそれぞれ計画を延長いたしまして、9 月 29 日に口之島、10 月 15 日に小宝島及び宝島、11 月 5 日諏訪之瀬島、11 月 26 日に中之島で開催しております。残り２島につきましては日程調整中でございます。
　以上、当面する村政の諸問題の推移等につきましてご報告申し上げましたが、本議会に上程しております議案は、鹿児島県広域市町村圏協議会に関するもの１件、鹿児島県市町村総合事務組合に関するもの１件、損害賠償に関するもの１件、権利の放棄に関するもの１件、予算補正に関するもの５件、条例の改正に関するもの１件、十島村教育委員会委員の任命に関するもの１件、「フェリーとしま」の検査工事請負契約等の締結に関するもの１件となっております。
　それぞれの議案等の説明につきましては、上程の折ご説明申し上げることといたします。
　何卒よろしくご審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げまして、行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（日高通君）
　これで行政報告は終わりました。
　会議途中でありますが、これより 10 分間休憩いたします。
　2 時にお集まりください。

休憩　１３時５０分
再開　１４時００分

○議長（日高通君）
　休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第６　一般質問

○議長（日高通君）
　日程第 6、一般質問を行います。
　一般質問の第 1 回目の質問は登壇をして行ってください。
　第 2 回目以降の質問及び執行部の答弁は自席から行ってください。
　また、質問の持ち時間は一人当局答弁を含めず 45 分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可しません。
　それでは、通告の順番に発言を許可します。
　日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

平成23年12月定例会において通告の通り、県ドクターヘリ運航開始について質問を行います。

近年、救急医療の中において、ドクターヘリコプターが注目を浴びるようになり、日本においても平成 13 年に運航を開始。救命率の向上や地域間の医療格差の解消等、多くの実績を見られるところであります。

本県においては、平成 20 年に運航準備に入り、専門委員によります検討委員会を経まして、全国に遅れること10年、今月26日、運航が開始をされます。

計画によりますと、県本土、甑島、熊毛、三島、本村の一部の運航の計画であります。

多くの離島を有する本県においては、離島を優先運航することが医療格差の改善、救命率の向上の観点の上から考えられますが、計画によると、本土優先であり、本村全域をカバー出来るのは2年後であります。

離島住民としまして、強い憤りを感じるところであります。

今回の運航後、本村において、どの程度のメリットがあるのか伺いたい。

次に、2 年後に奄美地域までの県全域をドクターヘリ２機体制でカバーをする計画でありますが、拠点病院が奄美市であり、鹿児島市に生活圏がある住民においては不利益を被る事態が発生する恐れがありますが、平島以南の地域においては、どのような対応が考えられるか伺いたい。

次に当初鹿児島空港を拠点として、ランデブーポイントを経由し運航をする計画でありますが、急患搬送における時間短縮はどの程度予想が出来るか伺います。

併せて、ドクターヘリの一回当たりの運航費用の本村の負担金はいくらか伺います。

次に、今回の運航においては、本村全域をカバー出来ませんが、現行の防災ヘリ、自衛隊ヘリの併用での運航でありますが、急患搬送の時間短縮が喫緊の課題であることは言うまでもありません。救命率向上を図る上で、どのような対応を行っているのか伺います。

次に、現時点において、本土との医療の格差は歴然としておりますが、ドクターヘリが二機体制で運航するにあたり、市立病院移転後、専用ヘリポート等の整備等、まだまだ課題が多いと思われますが、ドクターヘリの運航において、本村の急患医療体制がどの程度改善をされる見込みがあるのか、村長の見解を伺います。

最後に待望のドクターヘリ運航にあたり、本村の６００人の住民の救命率の向上、医療の格差の解消が出来ることを切に願いまして、一回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

一番議員の一般質問についてお答えをいたします。

12 月 26 日より県ドクターヘリが運航開始するが、本村においては一部の運航計画である運航後、本村においてのメリットは。ということでございますが、ご承知のとおり、今月 26 日から運航される鹿児島県ドクターヘリにつきましては、医師等が速やかに救急現場に出動し、疾病者に対して必要な治療を行うとともに、医療機関に短時間で搬送し、救急率の向上や後遺症の軽減を図る目的で運航されます。

運航範囲は原則として、県本土、熊毛地区、甑島、三島村、及び本村の一部となっておりますが、いまだ本村における明確な区域設定は示されておりません。

今月 22 日の実地訓練最終日までに行われる本村における飛行訓練等の結果を踏まえて、最終判断が示されることとなっております。

運航のメリットと致しましては、ドクターヘリの導入によって、従来の救急搬送ヘリと比べ、急患搬送から出動要請までに要する手続き等が簡略化され、早急な処置、搬送が可能となり、救命率の向上や後遺症の軽減等が図れるものと考えております。

従来の鹿児島県防災ヘリや自衛隊ヘリ等の要請については、日赤ドクターからの診断要請によって、県防災ヘリは県の防災航空センターへ、自衛隊は県消防安全保安課を経て自衛隊へ、それぞれ本村急患担当職員を経由して要請しておりましたが、ドクターヘリにつきましては、ドクターヘリ要請基準に基づき、直接現場の医師や看護師、もしくは消防機関から市立病院内のフライトドクターへの要請を行うことが出来ますので、フライトドクターがヘリ出動を適切と判断した場合は、ただちにフライトすることとなっております。

これにより、従来の急患搬送要請において、長年課題とされてきた役場担当職員の招集に要する時間

や、診療所等からの病状等の報告に要する時間、県防災航空センターや自衛隊における出動可否の協議時間等が省略され、敏速な処置搬送が可能となります。

こういうようなことですけれども、本村においては特に気象海象の問題等もありますので、一概にこれが敏速と言えるのかどうか、その辺を危惧するところでありますけれども、とにかくメリットとしては時間の短縮ができること、それからヘリで治療が出来ると、こういうことで、その先程も申し上げましたように救命率の向上に繋がると、これがメリットだろうとそういうふうに思っております。

次に平成 25 年に奄美地域までの、県全域を 2 機体制でカバーする計画であるが、拠点病院が奄美市であり、鹿児島市に生活圏がある住民においては不利益を被る事態が発生する恐れがあるが、平島以南の地域においてどのような対応が考えられるか。ということでございますが、ドクターヘリにつきましては、医師等の、先程来申し上げておりますように、速やかな派遣や早期治療、短時間での医療機関への搬送により救命率の向上や後遺症の軽減を図る目的で運航されます。

本村につきましては、本村の一部が本土、熊毛地区の運航範囲となっておりまして、今後明確な区域設定によっては、奄美市を拠点としたドクターヘリの区域内となる地域が増加するかもしれませんが、ドクターヘリの最大の目的である救命率の向上や後遺症の軽減と患者の命を最優先とするためには、奄美地域への搬送も、これはやむを得ないものだと考えております。

また、導入ドクターヘリの飛行距離能力の問題等もありまして、本村の南北約 160 キロメートルに及ぶ行政区域を有している中においては、今回鹿児島県が示した判断は、現時点では受け入れざるを得ないところでございます。

また、前述したとおり、本村における飛行訓練の実態や、県保健医療福祉課における各関係機関との協議が進められる中で、本村運航範囲の拡大に繋がるように、これまでも要請をしてきておりまして、今後も引き続き協議を進めて参りたいと考えております。

このような中にあって、村といたしましては、奄美地域での搬送体制作りとして、今月 1 日から奄美市内の宿泊施設 3 箇所と宿泊協定を締結し、鹿児島市内同様、比較的安価な価格で宿泊し、助成の環境整備を行ったところであります。

また、交通の安定的な確保対策として、村営定期船の運航体制を現在の週 1 便から全便名瀬運航の要請を国や県の行政機関に行っており、本年 9 月の公明党国会議員が本村を視察調査した際も、重点項目として要請したことはご承知のとおりでございまして、早速同党の議員からも国会でも取り上げていただくなど、政府への強く活発な働きかけを進めて頂いているところであります。

ただ、この全便名瀬運航となった場合、定期船の運航経費が約 3000 万円の経費増も予想されます。そういうようなことで、100％国が見てもらえれば、これに越したことはありませんけれども、これが今のところ、まだ決定したものではございませんので、これからこうしたものの陳情等も進めて参りたいと、そういうふうに思っております。

それから、当初、鹿児島空港を拠点として運航する計画であるが、急患搬送における時間短縮はどの程度予想できるか。ということでございますが、鹿児島県ドクターヘリについては、鹿児島空港を基地ヘリポート、浜町ヘリポートを出動ヘリポートとして運航され、日中は出動要請に備え、浜町ヘリポートで常駐をいたします。

将来は市立病院にヘリポートが出来る予定ですので、そこから飛ぶと、こういうことになります。

県ドクターヘリは従来の急患搬送ヘリと比べまして、急患発生から出動要請までに要する手続き等の簡略化がされておりますので、現場の医師や看護師等がドクターヘリ要請基準に基づき、市立病院内のフライトドクターへの要請を直接行うことができますので、鹿児島空港との関連は除外して宜しいかと思います。

これによって従来の急患搬送要請において、長年課題とされてきた役場担当職員の招集に要する時間や、診療所等からの病状等の報告に要する時間、県防災航空センターや自衛隊における出動可否の協議時間等が省略され、搬送に要する時間としましても、患者の様態や要請時の天候条件等の環境にも左右されますけれども、従来の急患搬送時の役場への第一報からヘリ出動決定までに要していた時間が長短の時間差はあるものの、平均で約 90 分の時間短縮が可能ではないかと考えております。

ただし先程来申し上げておりますように、夜間の急患搬送につきましては、従来どおり自衛隊の災害派遣となると考えております。

次に、ドクターヘリの 1 回あたりの運航費用の村の負担はいくらか。ということでございますが、ドクターヘリ運航に伴う村負担につきましては、従来の県防災ヘリ及び自衛隊による急患搬送と同様、ヘ

リ運航に伴う実質的な費用負担は発生しないものであります。これは国と県が負担するということになっております。

しかし、従来は私共は緊急離島医療緊急対策組合、これをつくっておって、医師の日当、あるいは災害補償ですか、こういうもの等に積立てきて、その都度実績を積んできておりますが、これについてはそのままの形になりますけれども、先程来申しておりますように、このドクターヘリについての費用はいりませんが、あくまでもこれをカバーする自衛隊ヘリ、あるいは防災ヘリ等が、これからもまだ続くんだと、そういう仮定でありますので、それについては今までどおりの負担であろうかと、そういうふうに思っております。

ただ、着陸ヘリポートからの搬送先の医療機関までの救急車の要請、これに伴う費用負担につきましては、昼間での搬送ということですから、従来の急患搬送同様、1回当たり 3,200 円位は陸上の搬送用として必要であろうと、そういうふうに思っております。

次に5番目の、今回の運航において、本村全域をカバーできないが現行の防災ヘリ、自衛隊ヘリの急患搬送の時間短縮が当面の課題である。救命率の向上を図るため、どのような対応をしているか。ということでございますが、従来の県防災ヘリ及び自衛隊による急患搬送の搬送時間短縮につきましては、救急担当職員の招集に要する時間や、診療所等からの病状等の報告、あるいは気象情報の収集、こういうようなことであったわけですけれども、時間短縮等が重要となっていることは申し上げるまでもありません。現地と役場及び担当職員の連絡体制の確保、強化が課題であると考えております。

連絡体制につきましては、閉庁時等に備えまして、防災係をはじめ、各課職員の携帯電話番号等を記載した連絡先一覧表を各島出張所や診療所等の村内関係機関に配布しておりまして、役場内においても各課をはじめ、宿日直者にそれぞれ配布して緊急時の連絡体制の強化を図っているところであります。

また、休日や夜間に急患搬送等の緊急事態が発生した際は、現地より連絡を受けた宿日直者が、直接防災係または関係職員等の携帯電話に連絡をとって、職員を早急に参集し、対応することとしております。

また、緊急時に備え、役場本庁まで概ね 15 分程度で参集できる職員を各課に数名配置しております。適切かつ敏速な連絡体制がとられているものと認識をしております。

今後も救急搬送災害発生と、事案に応じ、必要であれば連絡体制の見直し、改善等を行い、適切敏速かつ敏速な連絡体制の整備に努め、急患搬送及び要請に要する時間の短縮に努めて参りたいと考えております。

本件につきましては、かねて議員の皆様からもいろいろご指摘をいただいておりまして、私共はやはり県の担当課等々にもそうしたことで機会あるごとに要請をしているところであります。

去る9月議会において、保岡先生のほうから話し合いをしようということで、その時点で懇談をした時に皆さんから要請をいただきました。この急患の搬送の時間短縮についても、いろいろご指摘をいただいて、早速 11 月の 8 日、県議会の議員 2 人、それから消防保安課福祉係等々、緊急体制の時間短縮と介護保険の問題について協議をしております。これは自衛隊もきました。鹿屋の自衛隊。

そういうことで、お互いに連携をとりながら出来るだけ時間短縮を図っていこうということで、我々もそうした要請をしておりますので、100%それが時間短縮に繋がるというわけにもいかないと思いますけれども、何らかの形でその効果は出てくるんではないのかと、そういうふうに思っております。

次に、現時点において、本土との医療格差は歴然としているが、2 年後 2 機体制での運航計画であるが、市立病院移転後の専用ヘリポート整備と課題が多いが、ドクターヘリの運航、本村の急患搬送医療体制はどの程度改善されるかと、村長の見解を伺う。ということでありますが、本村の急患体制につきましては、先程来申し上げておりますように、鹿児島県でドクターヘリ運航開始によって、医師の早期派遣や搬送時間の短縮、これらが図られ、救急患者の救命率向上や後遺症の軽減をはじめ、住民の安心安全な生活環境の確保に向けて、大幅に改善されるものと考えております。

ただし、本土と熊毛地区、それと本村の一部ということですので、2 年後の奄美地区のドクターヘリが運航されるまでには、まだその完全なものではないと思っております。

従ってドクターヘリが飛べないものについては、従来通り防災ヘリと自衛隊のヘリが飛ぶということですので、そこら辺りが議員が指摘しておりますように、大変危惧される問題ではありますけれども、そこらはこれからも我々は一生懸命それにドクターヘリと同じような効果のあるような、やっぱり対策を図ってもらわないといけないと、そういうふうに思って、今後とも急患医療体制の強化に努めてまいりたいと、そういうふうに思っております。以上で一応、第一回目の回答を終わります。

○議長（日高通君）
1番、日高助廣君。
○1番（日高助廣君）
村長の答弁をいただきましたけれども、ドクターヘリの導入の目的は、疾病者の救命率の向上と後遺症の軽減を図ることが目的であることは言うまでもありません。
県の計画によりますと、本村では中之島までですね。口之島と中之島の 2 カ島だけなんですよね。200キロ、60分の圏内ですよ。ギリギリですね。中之島がですね。60分で2島しか入ってません。
それとですね、これに対してですね、どのような諏訪之瀬島、平島、悪石島くらいまで本当に飛べるのかですね、そこらへんをやっぱり明確にしないと、住民の皆さんは不利益をこうじることになろうかと思っております。
南のほうのですね、2 年後以降ですけれども、宝島、小宝島くらいまでは奄美でもいいと思っていますよ。しかしながら、生活圏がある鹿児島市に行きたい皆さんが大勢いるんですよ。奄美に行っても、鹿児島の病院に移ったりとか、そういう問題が発生をするような状況に絶対私はなるかとは思っております。
その辺の対応を県の計画通りに応じるのか。「いや違うんです」と、「私たちは鹿児島市に生活圏があるわけですから、ぜひとも鹿児島のほうに搬送を頼むよ」というような要請をですね、これは絶対に行って欲しいと思っております。
と言いますのは、滞在とかですね、旅費とか、村のほうでですね、宿泊所の開設も 12 月より行っております。しかしながらですね、頻繁にいけないわけですよね。家族の皆さんがですね。奄美に行くんだったら鹿児島市のほうが良いよと言う人が大半なんですよね。そこらへんの対応を今後は行って欲しいと考えています。
ドクターヘリが要請を行って、計画書によりますと、4 分だと。飛ぶまでですね。要請を受けてから4分でドクター等を乗せて飛ぶんだという計画であります。運航時間は朝の8時半から日没の前までということになっております。
果たして本当にですね、時間が、要請を受けまして、4 分で本当に飛べるのかなと私もちょっと半信半疑でありますけれども。今回の場合は市立病院にドクターがおりまして、そこに本土の場合は消防ですね、消防のほうから要請が行って飛び立つわけですけれども、三島と十島においては村で要請を行うということになっております。
急患が発生をしました。診療所に搬入をされました。それから看護師が状態を把握して、日赤の先生に連絡をとってですよ、それから要請をかけるまで、時間がどれほど、何分ほどかかるのかですね、現状の事例を言いますと、看護師と医師が打ち合わせをしまして、「状態はこうこうですよ、こうこうですよ」と言って、それから行政を連絡すると。村のほうにですね。連絡して初めて要請を行っているのが現状でありますけれども、今の体制じゃ本当に時間の短縮が出来るのかというのが非常に心配をされるところでありますけれども、その医師がですね、居ない場合の要請の時間短縮を図る上ではですね、看護師にもう少し要請の権限を与えてですね、早い時間で村の担当にですね、連絡が出来るような体制をつくって欲しいと思っておりますので、そのへんも十分に検討をすることを要請しておきます。
ドクターヘリの本村の負担金が要らないということで、陸上搬送のみが要るということでありますけれども、従来のですね、その医師の日当であるとか、災害補償に対しての負担金の金額が分かれば教えて貰いたいと思っております。
それと、先程言いましたとおりですね、ドクターヘリはですね、急患救急患者の専用ヘリであるということと、医師が同乗をしまして、現地での早期の応急処置が可能であるということ、それから、救助された患者さんの治療を速やかに始めることが出来るということがメリットでありますけれども、現時点で言いますと、本村もですね、無医村ではありませんが、それと同等の地域であることは言うまでもありません。
医師が一名で動いております関係でですね。急患時に居ない、留守の時があります。その辺の対応をですね、どのように行っていくのかですね。まず、時間の短縮が大事だと私は考えております。
それと、県の防災ヘリ、自衛隊のヘリの要請につきましては、2 段階の連絡網があるわけですよね。村から県に行き、県から要請を行うという。その中間を省きが出来ないのかと私は思っているんですよね。直接要請が出来れば一番良いんですよ。1 分 1 秒が大事な場合だってあるわけですから、ヘリを 1 分でも早く飛ばすことが命を救うことになるわけですけれども、そこら辺の連絡が大事なのか、命が大

事なのかというのをしっかりと受け止めて欲しいと思っております。

参考までなんですけど、千葉県のですね、日本医科大学の調査ですけれども、ドクターヘリで搬送されました患者さんですね、入院日数が平均で 17 日短縮されております。それから入院医療費が約 110 万円減額できたということであります。だから、１分１秒でも早く医療が出来ればですね、入院費も少なくて済むわけですよ。患者さんも両方良いわけですよ。ですから、更なるですね、やっぱり時間短縮を図ってもらいたいと思っております。以上につきまして、村長の答弁を求めます。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

まず議員のご指摘は、まず１点目が奄美に搬送された場合の不利益、これが一点だったと思いますが、これについてはですね、その先程も縷々申し上げていますように、本村の行政区が 160 キロをもある。その中でドクターヘリの運航距離との関係でこうならざるを得ない。そういう状況はご理解いただきたいと、そういうふうに思っております。

村政座談会でも説明しましたように、確かに当初の県の計画は、口之島、中之島ということであったわけでありますけれども、その後何とか出来ないかということで、他にもっと南まで伸ばすことは出来ないかということで、いろいろ掛け合ったりしてきております。ひょっとすると悪石島までは出来るのかもと、こういうような予想もありますけれども、これは先程も申し上げましたように、その実証運航をですね、試験をまずしてみないとわからないと。そういうことを県は言っているわけでありまして、今月の 22 日までに試験飛行をすると。ですから、当初は諏訪之瀬島、平島あたりまで飛んでみてくれないかという要請をしたんだけれども、三島との関連があって、時間距離の問題があって、今回は口之島で試験をするとこういうことになっておりますから、まず１回飛んでみてもらわないと、皆目その状況がわからない。そういうようなことであります。

ご指摘の主旨は良くわかります。奄美よりか鹿児島に飛んだほうが、皆さんこれはそう願っていると思うんですけれども、命の問題ですので、後々その病院を変えないといけないかもしれませんけれども、それはその時で考えてもらわないと、仕方ないことだと私はそういうふうに理解をしておりまして、住民の皆様にも是非そういうことでご理解をしていただきたい。そういうふうに思っております。

それから、2 つ目がドクターヘリが出発するのに 4 分しかかからないということで、これが果たして出来るのかということですが、私はこれは大丈夫だと。もう待機して待っているわけですから、ヘリの状態さえ良ければ、もうすぐ飛べる体制は整えていると、そういうふうに思っております。

それから、その看護婦からの通報、これは十島、三島は出来ないというようなご指摘ですけれども、非常備消防村の要請方法については、診療所医師あるいは看護師から鹿児島市立病院運航管理者へ出動要請が出来るというふうになっておりますので、私共はそれをひとつの主眼にして、これからもそうしたもので対応が出来るように、ちゃんときちんと進めていきたいと、そういうふうに思っております。

それから 3 つ目に、負担金の問題ですけれども、これは過去の緊急医療対策・・・。負担金がですね、合計で 908 千円に 24 年はなる予定ですが、今年のやつは 781 千円です。均等割とですね応益割、均等割が 15 万円、各市町村ですが、応益割は出動した患者の数で負担金が増えます。

そういうことで、24 年になると今年の件数が 6 件ぐらいあったみたいで、908 千円等になると。こういうような数字が出ております。

それから、4 つ目の医師の不在の場合の、もうこれは申し上げましたのでいいですね。

5 つ目に自衛隊とドクターヘリとのこの時間差を一緒には出来ないかということですけれども、これはやっぱりいろいろあると思います。特に自衛隊の場合はですね、かねがね私は申し上げてきたと思いますけれども、自分達は急患搬送が職務ではないと。盛んにこれを言っているわけです。あくまでも、災害派遣と。そういうことで、やはり知事の命令がないと動けないと。こういうことですので、これについてはやはり、まあ出来るだけその敏速な出動というところは心がけるけれども、やっぱり難しい問題があるようなことを言っております。この間もそうしたことでですね、出来るだけ離島の待つ者の身になって考えていただきたいと言う事でお願いはしておりますけれども、特に自衛隊の場合は、その夜間飛行なものですから、気象海象等々の判断にも時間が要すると。そういうようなこと等もあります。

したがって、我々の要請をどの程度受け入れてくれるのか分かりませんけれども、先程も申し上げましたように、この間も行って、そうしたお願いをしてございますので、出来るだけ時間短縮をしてもらうということでお願いをしたいと思います。

それから、このドクターヘリがですね、昼間でも他の所に出動しておって飛べない場合もあろうかと思います。そういう場合はやっぱり防災ヘリが飛ぶんだと思いますけれども、これについても同じような考え方で、出来るだけやはり時間短縮ということには心掛けてやりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

大まかな説明は理解は出来ました。

しかしですね、やはり本村の場合ですね、長いですから、村がですね。鹿児島に搬送されたほうが良いという人と奄美でも良いと言う人がいるわけですよ。

ですから、そこら辺のですね、住民の皆さんのですね、意見等も十分に聞いてですね、まだ２年後にもう一機また出来ますが、意識の調査等も行ってですね、もう少し県のほうにも圧力をかけるような意見を、住民がこのように思っているんだということをですね、切に要望することも大事じゃないかなと思っております。

ただ、命がかかった場合には、それはやむを得ずということも事例があると思いますけれども、大半は鹿児島に生活圏のある人が、身寄りのある鹿児島市のほうが、私は適当だなと思っております。

ケースバイケースでですね、そういう対応が出来れば良いなと思っておりますので、住民の意識の調査も行ってもらいますよう、要請を行っておきます。

それと、先程急患搬送の要請につきましては、医師、看護師が出来るという答弁でありました。看護師の要請の場合にですね、看護師さんに要請のマニュアルですか、基準というものをしっかりと研修を行ってですね、これだったら急患ヘリの要請を行わなくてはいけないということをですね、一分でも早く判断を行って、速やかに要請を行うということをですね、研修、認識をさせるよう要請をいたしておきます。

もう 1 点、要請のですね、時間短縮なんですけれども、以前の事例をですね、ずっとこう見ますとですね、長い時間で 3 時間以上、4 時間ほどかかる場合もあるわけなんですよね。ヘリが着くまでですね。4 時間も待った場合ですね、脳疾患とか心筋梗塞の場合ですね、命が危ないですよ。本当に。もう倒れてから 1 時間、2 時間がもう山ですから。ですから、そのような脳疾患とか心筋梗塞等の場合はですね、なるべく早く要請ができる体制ですね。中間の連絡網というのを、一番の私はネックだと思っておりますけれども、再度検討を行って、要請を行ってもらいたいと思っております。

なにせ、私たちは離島の住民であります。離島ゆえにですね、医療の、離島に居るから当たり前の医療が出来ないんですよ。これが当たり前だと思ったら大間違いです。ですから、急患搬送においてもですね、本土と同じようなレベルで対応を図るようにですね、要請をしまして村長の答弁をお願いします。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

1 点目の、そのヘリの出動ですけれども、現在は 12 月 26 日からやるやつは、鹿児島本土、甑島、熊毛、三島、十島の一部とそういうことで、ヘリは１機本土用として配置されるわけです。

2 機目は、奄美群島の関係で配置される。そういうことになりますので、本村の一部は奄美県立病院を拠点とする搬送と、そういうことになると伺っております。

従って、先程来申しておりますように、皆さんやはり、その、こんなこと言うと失礼になるかもしれませんけど、奄美の県立病院とここの県立病院と比較すると、やっぱり値打ちはあるんだと思いますが、そういう医療の面でも、やっぱり奄美よりか鹿児島ということが常識的な皆さんの感覚だろうと、そう思います。

従って、出来るだけそうしたいわけですけれども、先程来申し上げておりますように、航続距離の問題、これが一番ですので、そこらをご理解いただきたいと、そういうふうに思っております。

それから、住民のその意見を聞くこと、これはやぶさかではありません。

それから、看護師の指導、これについても、これからは徹底して、ちゃんと迷いのないように、しっかりした指導体制をはかっていく。これも基本でございますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。

3 時間、4 時間かかった過去の例があるということですけれども、これはやっぱり重症と軽症、これ

は島のほうから医者が診、あるいは看護師が診て、その要請をするわけですので、これは飛ぶべきかどうなのという、その判断のもつれがこういう時間差が出るんだと。そういうふうに理解して頂きたいなと思います。

もうこれは、その脳卒中的なもので、現地の医者から入れば、これは緊急的なものですから、こんな時間をしておったってこれはもう間に合わないわけですので、そこらはやっぱし自衛隊にしたって、あったんだと、そういうふうに思います。

従って、やっぱり軽症と重症、出来るだけ、ですから報告するときは、重症的なことで言ってもらったほうが良いわけで、過去にもそのヘリで搬送されてですね、自分でヘリから降りてさっさと歩いて行ったと、そういう例もあるわけですから、そこらをやっぱりしっかり住民も考えてもらわないといけないと、そういうふうに思っておりますので、これは出来るだけそうした感覚が必要だろうと、私はそう思っております。

とにかく、議員のご指摘のように、本土との医療格差は大きなものがあるわけで、私たちもそれを当たり前と言うふうには思っておりません。出来るだけ、少しでも、住民の立場になって、搬送についても敏速にやることが我々の使命であろうとそういうふうに思っておりますので、今後とも努力をしてまいります。

○議長（日高通君）

日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

村長の親切な前向きな答弁をありがとうございました。

私共ですね、住民もですね、本当に医療福祉につきましては、本当にもう少し何とかなるのかなということを皆さんですね、胸にもっております。ですから、少しでも本土との格差がないですね、医療、福祉が出来る体制作りの推進を図ってもらいたいことと、ドクターヘリの運航にあたりまして、一人でも多くの住民の命が救われることをですね、祈りまして、私の一般質問を終わりたいと思います。有難うございました。

○議長（日高通君）

これで日高助廣君の一般質問を終わります。

会議途中でありますけれども、これより 10 分間休憩いたします。

3 時 10 分にお集まりください。

休憩　午後１５時００分
再開　午後１５時１０分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続きまして、永田和彦君に発言を許可します。

○２番（永田和彦君）

平成 23 年も残すところ 20 日ほどとなりました。今年は 3 月 11 日に発生した東日本大震災による甚大な被害を目の当たりにし、自然の驚異とともにそれに負けずに立ち上がろうとする人々の力強さを実感した一年だったのではないでしょうか。

来年、平成 24 年は、本村の本土復帰 60 年の節目の年になるとともに、議会議員選挙、村長選挙の行われる今後の十島村の進む道を、我々住民が真剣に考える年になります。私自身、今任期中の定例会も残り 2 回となりました。課せられた責任を再度認識し、残された任期で精一杯の議員活動を行って参りたいと思っております。

それでは、通告書に従って、質問を行います。

今回私は本村における地域医療の更なる充実について、ということで、1 点目、12 月 26 日から運用が開始される鹿児島県ドクターヘリにより、本村の急患搬送がどのように変わるのか。

2 点目。地域内常駐医師の確保について、悪石島以南の 3 か島について、常駐医師確保の見通しは。併せて、常駐医師確保のための村の負担について、どの程度の財源確保が必要となるのかという 2 点についての質問を行います。

今回、偶然にも私と１番議員さんの２名がドクターヘリの運用開始についての質問を行うということからも分かると思いますが、我々住民がこのドクターヘリにかける関心の高さと期待の大きさが分かっていただけるものと思います。

今年度は、鹿児島市を中心とする運用のため、本村においては、口之島と中之島の 2 島しかカバーされませんが、25 年度以降奄美大島を中心とする運用も開始されます。運用開始にあたり、住民としての疑問点について伺います。

なお、質問事項が一番議員さんと重複することもあるかと思いますが、ご容赦ください。

また、村長の答弁についても、同様に重複する点があるかと思いますが、宜しくお願いいたします。

１点目です。本村においては、これまで鹿児島県防災ヘリと自衛隊の救難ヘリにより急患搬送が行われてきています。

今回新たにドクターヘリによる搬送が行われることになりますが、このことにより本村のこれまでの急患搬送体制と大きく変わる点があるのか伺います。

これまでにも、急患搬送については、搬送時間の短縮ということで、様々な意見が議会と執行部の間で交わされてきています。住民としては、このドクターヘリの運用開始により、搬送時間の短縮に期待を寄せているところです。現時点で、急患発生から搬送要請、搬送病院への収容までのマニュアルに大きな変更点があるのか伺います。特に搬送要請については、私自身がマスコミ等を通して聞いている情報では、各消防本部等からドクターヘリ管理センターへ直接の搬送の要請をかけられるということですが、本村においては、どのような手順で要請するのでしょうか。これまでどおり、日赤病院のドクターの判断を仰いだ上での要請となるのでしょうか。

逆に本土地域においては、重大な交通事故等については、現場での判断となるのでしょうが、脳疾患、心臓疾患等の場合の搬送については、どの段階での搬送要請となるのか、マニュアルではどうなっているのか、説明を求めます。

また、基本的な考え方として、日中はドクターヘリ、防災ヘリが搬送を行い、夜間については自衛隊の救難ヘリが対応するとのことですが、昼間について 2 つある選択肢のうち、ドクターヘリと防災ヘリではどちらが第一選択肢となるのでしょうか。

救急患者を出来るだけ早く、高度な医療管理下におくということを考えれば、必然的にドクターヘリでの搬送が選択されるべきであることは言うまでもありません。

それとも、本村で先行して、ドクターヘリによる急患搬送が行われることになる、口之島、中之島については、基本全ての日中の急患搬送については、ドクターヘリでの対応となるのか、説明を求めます。

ドクターヘリでの急患搬送となった場合、ヘリに搭乗するドクターは本村からの搬送であっても、鹿児島市立病院のドクターが搭乗することになるのでしょうか。

また、当面ドクターヘリは鹿児島市浜町を離発着場とするようですが、搬送後の収容先となる病院については、どこの病院になるのでしょうか。浜町を中心とする鹿児島市北部地域の病院であれば、浜町が着陸地点となっても問題は無いと思いますが、これまでどおり日赤病院が収容先となる場合、谷山ヘリポートを着陸地点とするような、フレキシブルな対応が可能なのか伺います。

私の現時点での疑問点について何点か伺っていますが、村として疑問点や問題点を考えられたと思いますが、運用を目前に控えた現時点で、それらの課題はクリアされているのか伺います。

住民の一人として、これまでより急患搬送がスムーズに行われるようになることを希望します。それに可能な限り答えていただけるよう、村には関係機関との連携をより密に取っていただき、私たち住民が安心して島での生活を送れるよう、最大限の努力をはらっていただきたいと思います。

２点目です。現在、本村においては、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島については、日赤病院からの常駐派遣ドクターによる医療活動が行われています。

しかし、残念ながら、悪石島、小宝島、宝島の３カ島については、未だに月２回の巡廻診療のみでの医療対応しか行われていません。

本村の多島１村という特殊性を考えれば、なかなか難しい部分があるのは理解しておりますが、やはり常駐医師の確保ということをもっと訴えていく必要があると考えます。

また、昨今の医師不足という社会的な課題があることも十分に理解はしています。

しかし、それだからといって、手を拱いていてはならないと思います。なんらかの方策を講じなければなりません。すぐにその方策が打ち出せないことは理解しますが、長期的な視点の下、何らかのアクションを打ち出す必要があります。

特に宝島においては、介護事業の展開も他島に先駆けて行われています。また、Ｉターン者の受け入れにより、乳幼児の増加も続いているように聞いております。

そうした観点からも、早急な常駐医師の確保により、地域医療の充実が図られるべきです。今後に残される大きな政治課題となりますが、村長としてどのような認識をお持ちか伺います。

また、新たに常駐医師をもう一名お願いするとなった場合、村の財源的な負担はどのようになるのかも併せて伺います。

現在１名の常駐医師と巡廻診療まで含めて、村は年間約 3,300 万円を負担しています。今後の負担金の見通しがどのように予想されるのか、具体的な説明を求めます。以上で私の１回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

2 番議員さんの質問に対してお答えを致します。

1 番議員の質問と重複する面もございますが、ご容赦をいただきたいと思います。

まず、12 月 26 日から運用が開始される鹿児島県ドクターヘリにより、本村の急患搬送がどのように変わるか。ということですが、一番議員でも申し上げましたように、今月の 26 日から運用される鹿児島県ドクターヘリにつきましては、医師等が速やかに救急現場に出動し、疾病者に対して必要な治療を行うとともに、医療機関に短時間で搬送し、救命率の向上や後遺症の軽減を図る目的で運航されます。

ドクターヘリの運航時間につきましては、原則として午前 8 時 30 分から日没までで、運航範囲は県本土及び熊毛地域、甑島、三島、それから本村の一部となっております。従来の緊急搬送ヘリと大きく異なる点といたしましては、急患発生から出動要請までに要する手続き等の簡略化であります。

鹿児島県防災ヘリや自衛隊ヘリ等の要請については、日赤ドクターから診断要請によって、県防災ヘリは県防災航空センターへ、自衛隊につきましては、県消防保安課を経て自衛隊へ、それぞれ本村急患担当職員を経由して要請しておりましたが、ドクターヘリにつきましては、ドクターヘリ要請基準に基づき、直接現場の医師や看護師、もしくは消防機関から市立病院内フライトドクターへの要請を行うことができます。

フライトドクターがヘリ出動を適切と判断した場合は、直ちにフライトすることとなっております。これにより、従来の急患搬送要請について、長年課題とされてきた、役場担当職員の招集に要する時間や診療所等から病状等の報告に要する時間、県防災航空センターや自衛隊における出動可否の協議時間等が省略され、早急な措置搬送が可能となり、救急率の向上や後遺症の軽減等が図れるものと考えております。

また、搬送に要する時間としましても、患者の様態や要請時の環境等にも左右されますが、従来の急患搬送時の役場への第一報から、ヘリ出動決定までに要していた平均約 90 分の時間短縮が可能であると考えております。

県防災ヘリ、自衛隊ヘリの連携、線引きにつきましては、原則としてドクターヘリによる対応を優先する旨、運航要領も示されておりますが、ドクターヘリの出動要請の重複時や、日没後及び天候条件等によりドクターヘリによる対応が困難な場合は、従来どおり県防災ヘリ、自衛隊により対応することとしております。

運航範囲区域につきましては、本村における飛行訓練の実施や県保健医療福祉課における各関係機関との協議が進む中で、県防災ヘリ等の要請先の明確な区別等も含め、本村運航範囲の拡大に向けて、引き続き協議を進めて参りたいと考えております。

議員からの質問の中で、口之島、中之島のドクターヘリは、これが実施されれば、昼間はこのドクターヘリが飛ぶのかということでありましたが、昼間の急患搬送については、口之島、中之島はドクターヘリが主体になります。

それから、病院の選択ですけれども、これは従来どおりであります。

そういうようなことで、口之島、中之島は確定的なこの本土とのドクターヘリの運航ということがハッキリしていると思いますけれども、残されたあとの島々がこれからの課題になっていくと、そういう

ふうに思っております。
村として、我々としては、悪石島まではこの本土の搬送に出来ないのかどうなのか、今一所懸命そういうことも要請をしております。県の関係者によれば、まず試験飛行をして、その状況によって判断すると、こういうことになっておりますので、口之島までの試験飛行、まずこれが基本になっていくだろうと、そういうふうに思っております。
残された島々につきましては、従来どおり防災ヘリと自衛隊のヘリで搬送をします。そういうことで、確かにその島々によって、格差がつきますけれども、先程来申し上げておりますように、本村の行政区の範囲が長いこと。従って、防災ヘリの飛行距離がそれに対応できないということですので、この辺についてはやむを得ないことなのかと、そういうふうに思っておりますけれども、決して私たちはそれをあきらめているわけではありません。
しかし、県が一応机上で計算した状況では、先程来申し上げておりますように、口之島、中之島までが飛行範囲と、こういうことになっております。
次に、地域内常駐医師の確保について、悪石島以南の３か島については、常駐医師確保の見通しは。併せて常駐医師確保のための村の負担について、どの程度の財源確保が必要なのか。ということでございますが、まずこの無医村の解消につきましては、もう本当に私は就任して 12 年目を迎えておりますけれども、毎年これを繰り返し言ってきたことでありまして、容易なこと、中之島、口之島、平島、諏訪之瀬島、ここに常駐医師という名目で一人派遣をしてもらっておりますけれども、今でも私はこれは常駐医師ではないと。無医村に近い状況であって、これが何が常駐なんだと。ひとつの島にずっとおるのであれば常駐であるかもしれないけれども、４つの島を担当している。そういうような物事も言ってきておりますが、かね日頃そういうことで、いろんな場面で要請をしてまいりました。
特に日赤の新村院長の時代は、盛んに言ってきましたけれども、その人口の問題、疾病患者が慢性的なものであること。いろんなことで反論をしたり、言われたりして参りました。
また、県の当局には、何回か掛け合っている中で、「三島と両村の村長出て来い」ということで、行って、喧嘩してきたこともあります。それは、「村は医師、医師というけれども、自分達で探したことはあるか」と、こういうような質問を１回受けました。
これは私たちは県に対して今までお願いをしていることで、「県が自分達で探せというなら探しますよと。県は今まで自分達が面倒見るということでやってきたんじゃないのか」ということで、詰め寄った経緯もありますけれども、相手に言わせると、「村も努力をしなさい」と、こういうことでありましたけれども、なかなか医師の確保は難しい問題があります。
従って、3 年ぐらい前ですかね、奈良の県立保健所でしたかね。働いてみたいと。現地を見たいということで行ってもらった経緯があります。ところが、航路の距離が長い、こういうことで、これでは診療にならないと、そういうようなことで、もううんざりして帰った経緯があります。
その他にも、あとそうした問題がありましたけれども、なかなか村独自の探し方は不可能だということで、県のほうに駆け寄っておりますが、なかなか難しい一面があります。
ここに一応原稿をつくっておりますので、申し上げますけれども、無医村の本村にとって、常駐医師が確保できることは、保健行政の中で最重要事項でもあります。かねてより、県に対しての要望を会議の都度、要望をして参りました。
その結果、平成 14 年度から鹿児島赤十字病院の兼職医師が中之島に常駐することになり、口之島、平島、諏訪之瀬島を加えた４島を、中之島を基点に巡廻診療が実施されて、診療日数が増加しております。
残りの３島の地域につきましては、これまでに常駐医師配置を毎年度要望して参っているところでありますが、医師の不足が一層深刻化している現状でありまして、数少ない県職医の配置ができておりません。へき地医療拠点施設の鹿児島赤十字病院の県職医は現在４名体制でありますが、産休に伴う人員補充が県から派遣できていない状況で、現在は３名体制のまま三島、十島に１名ずつの常駐医師を派遣しております。
本年度の鹿児島地域行政懇談会でも、県職医師の補充を要望して参りましたが、県担当当局の回答も、「常駐医師の重要さを認識しておりますが、県全体の医師不足が深刻化している状況であり、県としても医師確保のための各種対策事業を実施しておりますけれども」、という回答でございました。具体的に常駐医師の増員についての解答は得られておりません。今後も県への要望を続けて参りますけれども、そういうような状況であります。

9 月だったかと思いますけれども、離島行政懇談会の中で、私は「医師の派遣が出来ないなら、この急患ヘリの搬送を充実してください」と。もうそれ以外は方法はないでしょうということで訴えておきました。そういうようなこと等もありまして、大変難しい状況でございます。

ちなみに、各島月に２回は必ず医師が入るという約束でやりましたけれども、今現在はさっき言った 3 名体制というようなことから、小宝島、宝島の場合は月に１回もできない時もあるというふうに聞いておりますが、それでは大変約束が違うじゃないかということで、申し述べた経緯もあります。

なかなか難しい一面がありますが、船が欠航したりするとそういうことが出る、そういうことで船が欠航と言われると、これはまたその病院だけの責任じゃないなということ等もふまえて、ものを言わなければいけないということもありまして、大変難しい状況にあります。

それから、常駐医師の配置のための村負担は、日赤病院からの長期医師派遣費用等が発生しております。

今現在の中之島の医師の関係ですけれども、長期派遣へき地手当として、月額 40 万円。それから派遣診療日数の増加分として、年間 286 万円。それから派遣旅費の増加分として年間 85 万円等併せて、概算で 851 万円を日赤病院に納めております。

また、配置に伴う医師住宅の建設や、住宅管理費も予定しておかなければならないと思いますが、村が単に医師を雇うということになれば、おそらく 4,000 万円はくだらないだろうと、そういうふうに思っております。

しかし、なかなか本村に常駐してくれるというような医師がおりませんので、本当に情けないという他ないような気がしてなりません。

一時は自治医大の医師がなかなか難しいということで、鹿児島大学のほうに要請をしようということで、やりましたけれども、その後、どのような形になっているのか、ちょっとその確認はまだ出来ておりません。

そういうようなことで、県も要請についてもっと努力をしないといけないということ等もあったわけで、それらが身になっていくとまた医師不足の解消にも繋がるんではないのかなと、そういうふうに思っております。一応、一回目の回答と致します。

○議長（日高通君）

2 番、永田和彦君。

○２番（永田和彦君）

おおまか１番議員さんの質疑応答、それから今村長からいただいた一回目の部分で、理解はしましたが、いくつか細かい点を伺います。

今回のこのドクターヘリについて、現場からの要請をかけられるということで、診療所等からでも出来ますよという答弁だったと思います。

そういった場合に、やはり、現場でのその判断ですよね。看護師さんが判断をする場合、それから万が一看護師が不在の場合の判断、そういった部分について、やはり、この救急医療という部分においては、今特に言われているのが、患者さんのその判定ですよね。トリアージという部分で盛んに言われています。

そういった部分での看護師、それから各島の消防分団等においても、やはり、基本的な部分についてはある程度のものは判断できるようなかたちの研修等をやはり今後考えていく必要があるのではないのかなと。特に看護師さんについては、今以上のスキルアップを求めたいと思いますし、それのために必要であれば積極的に研修等にも出していただいて、地域医療の最前線で頑張っていただくという部分で看護師の皆さんに負担増にはなるかもしれませんけど頑張っていただきたいなと思います。

この急患発生というのは、特に看護師さんがいらっしゃらなかったりとか、夜間だったりとか、そういったときにおきかねないので、はやりそういった部分で看護師の皆さんのあとを現場で支えるのは消防団が支えざるを得ないところが出てきます。そういった中でこういった部分の研修というのもやはり今後の消防団の分団長会議等の中でも、そういった研修もぜひ取り入れていただければと思います。

このドクターヘリの運航要領の中にもあるんですが、要請後のキャンセルという部分についても、あえて触れられているということは、現場でそこを判断を迷ったら、極端な話かけても良いよと言っている部分だと思うんですよね。ですから、そういった部分で看護師の皆さんにはそこを勇気をもって搬送要請をかけるという部分について、積極的なかたちでの対応を今後より一層求めたいなと思います。

それから、先程の村長の答弁の中でも触れられていたんですが、やはり特に看護師さんがいらっしゃ

っての判断という部分では現場は混乱しないんでしょうけれども、万が一そういう、いらっしゃらない、不在の場合については、やはり村の窓口を通すというかたちになると思います。

そういった中で、勤務時間中であれば問題はないんでしょうけれども、やはり土日祝祭日、そういった部分での宿日直の勤務の対応になった場合の対応のあり方という部分は、先程答弁の中でも一応触れられておりましたが、より今後このドクターヘリが有効に運用されるためには、もっとそこの行政の中での横の連携、そういったものをとっていただきたいと、そのように思います。

それと、ドクターヘリの要請にあたっての、要請基準ですね。要請基準、それから出動基準、そういったものがこの中に示されておりますが、特に先程触れたオーバートリアージという部分での、判断という部分で、例えばその生命に直接影響しない、過去にも急患搬送で語られたことがあるんですけれども、骨折、そういったもの、外傷性のもの、特に対象者が子どもであったりとか、高齢者であったりとか、そういった部分で、通常の船舶での移動には耐えられないんではないかと思われるような部分については対応ができますよというかたちで、明確に村として各診療所のほうに示す必要があるんではないかなと思いますので、そこの部分の整備もお願いしたいと思います。

それと、2 点目の常駐医師の確保については、村長の説明で十分現状は理解します。そこをなんとかしなければいけないのが政治だと思います。

やはり可能な光、道筋が見える部分により積極的にまた今後働きかけていただいて、何とか確保していただきたいと。やはり村長もおっしゃいますように、生まれた島によって、そういったかたちで国の中でさえ離島と本土との格差。この小さな私たちの十島村の中でも生まれた島の違いによって、そういったことがあってはいけないと、そういったことを少しでも解消していくのが私たち政治家の務めだと思います。

そういった部分で、今後私たちにもそういった部分での責任というのはより大きなものがあると思いますが、村としても積極的に働きかけを行っていただきたいと思います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議員がおっしゃっていることは重々分かり通すぐらい分かっているつもりですけれども、やっぱり行政の中でもしっかりやっぱりしていかないと、後々最初でこうしておけばよかったというような問題が出てはいけませんので、ご指摘のようなことを徹底してやっていきたいと、そういうふうに思います。

病気の判断等につきましては、ドクターヘリの場合は、今まで見たような、その搬送するべきかしないべきかというような判断は、僕はもういらないと思います。さっきから申し上げておりますように、骨折等で緊急に運ばないといけないのに、自衛隊の場合は生命に危険はないから船の搬送でもいいじゃないかと、こういう事例もあったわけですけれども、そういうものではなくて、今回はもう医師がちゃんと行って、現場で治療も出来るということですから、少々の病気については即対応が出来るんだと、そういうふうに理解をしております。

看護師の留守中の祝祭日の対応、それから要請基準の関係等々、いろいろ研修を重ねなければいけない問題がまだあろうかと思いますので、そういうことについてはこれからしっかりしたやはり基準をつくって、慰労のないようにしていくような対応を図っていきたい、そういうふうに思います。

○議長（日高通君）

2 番、永田和彦君。

○２番（永田和彦君）

それと、もう一点、このドクターヘリの運航に関して、先程から触れられています、今回口之島、中之島だけが今回の対象になりますよという部分で、今後口之島の訓練を踏まえたうえでという中での判断ということで、しょうがないのかなと思う部分もあるんですけれども、こういう言い方をすると失礼なのかもしれないですけれども、本当にそこまで検証してやるんだというんだったら、やっぱり悪石島まで飛んで欲しいよねというのがやっぱり住民感情だと思います。

その上で、本当に飛んでダメだ、飛べないんだ、無理だよねって判断したっていうんだったらわかりますけど、そこの部分はやはり何らかのかたちで考えていただけないのかなと思います。

特に、これは素人考えの、本当浅はかな考えなんですけれども、例えばその航続距離の部分で障害があるんであれば、例えばその途中に給油点を設けたらどうなのと、そういったことは不可能なのかなと思ったりします。

トータルの搬送時間で、1 時間から 1 時間半程度、これまでよりも搬送時間の軽減が図れるんであれば、例えばその給油にどの位の時間がかかるとか、そういったのは私全くわかりませんけれども、単純に燃料が足りないんだったら、途中で給油すれば飛べないのかなと思ったりするんですが、そういった部分がどういったかたちで検討されたのか、ちょっと知りえませんが、もしそういったことをもし県側に尋ねられる機会があれば、聞いていただければなと。ちょっと引っかかっているところです。

それと、今回のこのドクターヘリの運航要領というこの資料ですね。今回の資料要求の中で、私たち手にしています。本日手にしまして、今私自身始める前になんとか目を通したところなんですが、やはりこういったもの、できれば、実際にこれが 23 年の 11 月ということなので、ここ何週間かのうちに村にも届いているのかなと思うんですが、こういった情報については出来るだけ早く地元にも下ろしていただきたい。

それから、11 月 8 日に急患搬送のことで打ち合わせをされたということなんですが、この問題についても、9 月議会、それから保岡先生との協議の中でも、議会としてもかなり積極的に働きかけた部分でした。そういった中で、例えばテレビ会議を通してでも、地元にもそういった情報交換の場に接する機会を設けていただけたら良かったんではないのかなと。これは希望ですので、また今後そういったことがあれば、是非地元のほうの消防団、そして看護師の皆さん、私たち議員も含めて、そういった場に是非参加をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

座談会でも、地図をつくってお示ししたとおりで、悪石島までギリギリの線であります。

従って、我々はそのギリギリのところまで何とか出来ないのかということで、やってきておりますが、今議員から指摘のあった、途中で燃料補給、これが可能であるのかないのか。自衛隊の場合は以前は中之島に燃料を送り込んでおって、そこで補給した経緯もあるんですが、そこらの関係、やはり危険なことをしてはいけませんので、県と協議をしてみる必要はあるのかなと、そういうふうに思います。

それから、いろいろ要望的なお話ですけれども、そういうものについても、やはりまだまだ詰めなければいけない問題があると思っておりますので、そうしたことでやはり 1 番議員からも、不利益にならないような状況体制をつくって欲しいということですので、そうしたもので努力をしていきたいと、そういうふうに思います。

○議長（日高通君）

これで永田和彦君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

△日程第 7　議案第 81 号　鹿児島広域市町村圏協議会の廃止に関することについての件

○議長（日高通君）

日程第 7、議案第 81 号、鹿児島広域市町村圏協議会の廃止に関することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

本案につきましては、鹿児島広域市町村圏協議会の廃止に関することでございます。

現在鹿児島市を中心に日置市、いちき串木野市、姶良市及び三島村、十島村で、鹿児島広域市町村圏協議会というのを作っております。

これにつきましても、廃止していいのではないかと目的は達成できたと、こういうようなことで議論がなされておりまして、そういうようなことで、廃止をしようと、こういうことであります。

皆さんのところにも規則が添付されていると思うんですけれども、目的がこの広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定と及び実施と言うことに載っておりますが、私共の十島村では、私が村長になっ

てから一度もこの協議会による恩恵はありません。
ほとんどが鹿児島市を中心とする整備関係でありまして、ですから他の市等もおそらく恩恵にあずかってないから、もうこんなものいらないじゃないかとこういうことになったんだと、そういうふうに思います。そういうふうにご理解をしていただきたいと思います。
そういうことで、廃止をしていきたいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
それではこれから、日程第 7、議案第 81 号、鹿児島広域市町村圏協議会の廃止に関することについての件を採決します。
お諮りします。
本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。
従って、日程第 7、議案第 81 号、鹿児島広域市町村圏協議会の廃止に関することについての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 8　議案第 82 号　鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についての件

○議長（日高通君）

日程第 8、議案第 82 号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 82 号についてご説明を申し上げます。
本案につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更でございます。
ここに議案で書いてございますように、奄美自治会館管理組合の解散等に伴いまして、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、これが減少します。
それから、そのために同組合の規約の一部変更について協議をしたいということでお願いをしてございます。
議案書の裏に、一部改正する規約が載っておりますが、別表一の奄美自治会館管理組合を削って、別表 2 の 1 の項、並びに 8 及び 9 の項中、奄美自治会館管理組合を削り、同章の 12 及び 13 の項中、西之

表市を鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市に改め、薩摩川内市の次に日置市、曽於市、南薩摩市、志布志市を、奄美市の次に湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝属町を加えるということで、これが規約の変更でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 8、議案第 82 号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 8、議案第 82 号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程報告

○議長（日高通君）

これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前 10 時にお集まりください。

△散会

○議長（日高通君）

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

１２月１３日（火）

△開議宣告

○議長（日高通君）
おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（日高通君）
本日の日程はお手元に配布しました、議事日程表のとおりといたします。

△日程第１　同意第１号　十島村教育委員会委員の任命についての件

○議長（日高通君）
日程第１、同意第１号、教育委員会委員の任命についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。
○村長（敷根忠昭君）
同意第１号でございます。
十島村教育委員会委員の任命でございますが、平成 23 年の 12 月 18 日付けを持ちまして、教育委員の委員が任期満了となります。
この関係につきましては、齊脇教育長が 12 月 18 日で任期が切れるということで、その後任ということになるわけですが、議案にお示ししておりますように、住所が鹿児島市西陵 4 丁目 34-14、氏名が原口英典、生年月日、昭和 26 年 1 月 24 日生まれで満 60 歳でございます。
裏面に略歴を書いてございますが、原口先生は昭和 49 年 3 月鹿児島大学教育学部中学校課程の英語科を卒業されておりまして、その後、昭和 49 年の 4 月から西之表市立馬毛島中学校の教員として、離島の経験がここで 4 年ございます。
それから、行政職に特に指導主事を 7 年ほどやっておりまして、それから教育事務所長や本課の課長、ここで 4 年ぐらい勤務されております。校長歴も 6 年という年数を経ております。
本村の教育委員で互選される教育長として、そういうふうになると思うんですが、教育長にふさわしい人であろうと、私はそう思っております。県下の町村でも、引けをとらない、そういうふうに思っておりますので、先生がこれから一生懸命頑張っていただけるんじゃないかと、そういうふうに思います。
特に行政におって、おそらくこの人との繋がりも経験をたくさん持っていらしゃるんじゃないかと思いますが、この間の履歴書を見た限りでは、県下の中学校、校長会の関係もされているということで、幅広いお付き合いをされていると、そういうふうに思っておりますので、どうかひとつ皆様方のご同意を、満場一致でお願いできるようにお願いをして説明を終わります。
よろしくお願いいたします。
○議長（日高通君）
提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 1、同意第 1 号、教育委員会委員の任命についての件を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

○議長（日高通君）

只今の出席議員数は 7 人です。

次に立会人を指名します、。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 2 番・永田和彦君、及び 3 番・前田功一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記入願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「漏れなし」との声あり）

○議長（日高通君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します

（投票箱の点検）

○議長（日高通君）

異常なしと認めます。

只今から投票を行います。

一番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（日高通君）

投票漏れありませんか。

（「漏れなし」との声あり）

○議長（日高通君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

永田和彦君及び前田功一君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（日高通君）

開票の結果を報告します。

投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 7 票、反対 0 票、以上のとおり賛成多数であります。

従って、日程第 1、同意第 1 号、教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

（議場を開く）

○議長（日高通君）
審議途中でありますが、しばらく休憩いたします。

（休憩）

○議長（日高通君）
休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第２　議案第８３号　損害賠償の額を定めることについての件

○議長（日高通君）
日程第 2、議案第 83 号、損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。
○村長（敷根忠昭君）
議案第 83 号について、ご説明を申し上げます。
本案につきましては、損害賠償の額を定めることについてでございます。
フェリーとしま積載車輌損傷事故による損害賠償の額を定めることから地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定にもとづいて、議会の議決をお願いするものでございます。
損害賠償を受ける相手方は議案書のとおりでございますが、事故の概要につきましては、平成 23 年 9 月 25 日 12 時ごろ、フェリーとしまの上り便が、平島南之浜港において、デリック作業により航送車輌を積込み作業中、網モッコが切断し、当該車輌が落下したため、車輌本体及び積載物を損傷したものでございます。
損害賠償額につきましては、自動車修理相当額が 250,000 円、その他積載物等で 395,000 円、失礼、39,500 円、計 289,500 円でございます。
事故当時は、東南東風速 12 メートルの風向きで、波高 2 メートルであったために、ランプ使用が不可能と判断し、右舷付けをして、同島揚げ荷の軽車輌をモッコで降ろし、積荷の軽車輌を同モッコで 5 メートル程度吊り上げた所でモッコが切断し、岸壁に落下しまして、今回の事故となったわけでございます。
幸い人身事故については、ならなかったことが幸いでございました。今後は事故防止対策に基づき、万全を期すとともに、再発防止に努めて参りますが、今回の事故で車輌所有者をはじめ関係各位に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。
事故当時の書類としまして、相手方との示談書、又各物品の見積書、フェリーとしま積荷等損傷事故報告書等を添付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。
以上で説明を終わります。
○議長（日高通君）
提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
6 番、用澤満男君。
○６番（用澤満男君）
本村の各港それぞれ条件がありまして、どうしてもランプの使用制限があるという港では、この車の、今回の事故に関わらずコンテナを降ろすにしましても、生活物資の入ったコンテナを降ろすにしまして

も、かなり危険な中で作業をしているわけです。またこの中身を見てみますと、今回の案件の議案の中身を見てみますと、モッコが切れたということでは、モッコの点検が。ここ最近ランプがほとんどの港がランプが使えると。そのモッコを使ってというのが少なくなったために、点検作業等がどうだったのか。あるいは、軽トラックの重量等が積載荷物等も含めまして、重量がどうだったのかというのがまだ明快になっていないという思いがするんですが、そこらへんについてはどのような見解をしているのかということ。

それから、私が一番危惧するのは、いまだかつてランプウェイの制限がしょっちゅうある港の住民達はこれがきっかけになって、どうしても必要な車等がウインチを使って、デリックを使って降ろせないというような形になると、非常に日常の生活にも困ると、不自由するということがありますのでね。度々私たちの地域の港ではモッコを使って車を下ろしているという経緯があるだけに、そこら辺は慎重に取扱をしていただきたいという思いがするんですが、その点も含めて実際どうだったのかというのも含めて説明を願いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

モッコの使用でございます。今どのくらいの使用頻度か、そういうのも含めましてですね、船員のほうに問い合わせましたところ、小宝島がここ年内の間に、大体2回から3回程度モッコで降ろしたと。平島の場合はどうしても、中間になってしまうもんですから、端っこの島、口之島とか宝島は使うことはありませんけど、それだったらモッコは使用なんかするんですけど、平島の場合は中のほうで入れ替えとかそういうのがあるもんですから、車輌としてのモッコは、なんか聞くところによりますと、年に1回程度しか平島では降ろしてないと、船員の方はそう言われておりました。

それからすぐさまそのモッコの在庫品ですが、これ点検を行って、3組残ってた、全部で3組あったということでしたけど、事故後は全て点検を行った後、新替として新しいものと替えたそうでございます。

モッコそのものが購入するとだいぶ高価なものでございますので、これは船員の手で今既製品で、クレモナロープですかね、それを編んでいるということでございます。

それから2番目の質問でございます。平島とか小宝島はどうしてもモッコを使用しなくてはならないというときはですね、やはり安全を、相当時化ているときは荷物そのものに損傷を与えたりすれば大変なことでございますので、ある程度の判断ですね。それは船長なりの判断でもって使用はするかと思いますけど、今回このような事故がおきたために、モッコが使用できないとかそういうことがあってはならないと思いますので、万全を期して作業は進めていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○６番（用澤満男君）

そうすると、このモッコそのものが、購入じゃなくて、船員がロープで編んだというので、出来てから何年ぐらいたっているのかということはまだ定かじゃないというふうに、理解して宜しいですか。

それと、もう一つ、課長がここで答弁して、そのようなモッコも使わないというようなことがあってはならないというような答弁の中ではあるんですが、これが実際その現場にいてですね、私も何回も地域におって聞くんですが、ちょっとしたことでも責任は持たないよと、それでもいいですかと言うような受け返す言葉があるんですね。その中で果たしてそんなかたちで、その高価なものを降ろして良いのかと。本人はどうしても降ろして欲しいという中で、非常に難しい判断がそこにせざるを得ないのかなと、そんな思いがするんですね。それだけに、船員としても住民の側の気持ちもよく理解してもらって、そして、モッコそのものの安全確認、その購入してからの耐用年数を超えているような、ロープであっても耐用年数を超えた場合には使っちゃ駄目だというようなものがあると思うんですね。

どこでしたか、綱引きのロープで綱引きをしながら事故になった話があるようにね。

耐用年数を過ぎたそのロープを使ったためにこのような事故が起きたのかもしらんなと、そんな思いもするんですが、そこら辺までよく確認をした上で、今後の貨物の積み下ろしのあり方を考えていただきたいと思います。今の状態だと、船員はもう知らないよと。責任を持たないということだけで、住民側があきらめて不自由するようなことが無いように、十分に船員にも周知してもらって、いただきたいと思うんですが、その点についてはどのような形で船員にも周知をさせ、住民の理解も得ながらしてい

くのかというのを、考えられるか伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

荷物そのものをモッコで持って、コンテナではもちろんあるんですけど、コンテナの場合はワイヤーそのものが大体3ヶ月にいっぺんほどすべて新換えしているということでございます。

だから、コンテナの場合は問題はないんですけど、どうしてもモッコというのは使用頻度が低いために、これはいつ頃作ったものか、いつ頃使用したものかというのはちょっと判断しづらいと思いますけど、使用する場合それぞれ目視でもって確認しかならないと思います。

その時化の波で、時化の場合においての作業でございますけど、どうしても、私は陸上としてはなるべくお客さんのほうに迷惑のかからないようなことをしろという話はできますけど、どうしても現場判断です。それはもう船長判断ですので、これは大変危険な状態であるということになった場合、もしくは船に損傷が与える場合、そういうのを諸々考えれば、これはもうモッコを使用することはできないなということでございますので、私から言えるのはなるべくそのお客さんのそういうようなことは言えるんですけど、現場判断ですので、そこまでは私のほうで無理強いは出来ないかと思っております。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

補足しておきますけれども、この事故報告に来たときにですね、一等航海士とその任にあたっておった者3名だったかと思いますけど、いろいろ語って私も注意はしておきましたが、モッコの場合はいくら目視で調べても、傷があるかないかは分からない。従って、古いものについてはですね、その重量物を下ろすときに、古いものを使うこと自体が間違っているわけで、しかもトラックに荷物が積まれているものを降ろすような場合、これはやはり新しいモッコを使うべきで、古いものを使ったからこういう原因がおこったと、そういうふうに私は理解をしておりまして、その辺を十分注意しなさいということで、指導はしておきました。ですから、その今経済課長が言っているように、現場での状況によってということですけれども、出来るだけやはり時化て、そういう危険を犯すような場合は新しいものを使う、これがやはり基本になっていかないといけないんじゃないかなと、そういうふうに思っておりますので、また再度船のほうにはそうしたことで指導しておきたいと、そういうふうに思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

そういう状況にあったとき、そのモッコを車両モッコを使う場合、荷物そのものも点検してですね、分離して降ろしてもらって、車両を先に、荷物が先か分かりませんけど、分離して載せるような、そういう手段もあるんではないかと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○６番（用澤満男君）

今の答弁では良く理解できました。

ただ、今回のことが一つきっかけとなって、モッコを購入したり、つくった、製造した、ロープを購入したりね、それがいつしたのかというのが今後 10 年後でもわかるように、何らかの形できちんと、あれは備品としては認められるかわかりませんが、記録がちゃんと残ってね、そのことで判断が出来るような、そのようなシステムをきちんと考えていただければなと思いますので、そこら辺の指導もお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

3番、前田功一君。

○３番（前田功一君）

今モッコの話になっていますけど、今宝島あたりはモッコで車を下ろすことはあんまり無いんですが、以前モッコで降ろしているときに、自分達の体験として、やっぱり神経も使うんですよね。車を傷つけないかとか。だから、両方とも船も荷役にかかっている人たちもすごく神経を使うつり物なんですけど、

モッコじゃなくて、架台に車を載せて吊ることは出来ないのかなと。考え方としてですよ。そっちのほうがずっと安全で、しかもしっかりしてって考えもあるんですが、これはあと今度はその架台を船に積んでおかないといけないということは、その分船のスペースをとると言うことなんで、船の現場サイドの話等もいろいろ聞かないといけないんですが、今廃車車両を積み込むときのコンテナというか、ラックがありますよ。あれはちょっと小さいんですけど、それでもあれに軽あたりは載せられるんですよね。だからあれに軽を載れるようなスロープをつけて、そのまま載せて、ちゃんと固定してそれ吊るとか、いうような考え方をするとか、そっちのほうが安全のような気もするんですけどね。

それは船のほうの現場サイドの意見等もきかないといけないんだけど、そのあたりもちょっと考慮していただければと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、3番議員さんから架台の考えはないかということでございます。

これはまた船とも打ち合わせをしてみてですね、そのスペースなり、またそういうのが可能であれば準備するようなかたちをとらせていただきます。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○２番（永田和彦君）

今回のこの額の設定ということなんですが、保険等の適用はどうなっているのか伺います。

例えば今いろいろモッコの話とか、架台の話とか出ているんですが、ひとつ気になるのは、例えばその保険とかという部分の話になった場合に、現場サイドの判断というか、現場でそういうモッコなり作ったと。そういったものを使用して、万が一事故があった場合に、それが保険の対象としてなるのかどうなのか。

例えばこういった運送とか、全てする段階では、安全という部分でそういったものに対する例えばその製品に対するJIS企画とかそういったものとかが、あとあと引っかかりはしないのかなと、ちょっと気になるんですけれども、例えばその既製品のモッコであればそういう安全基準に基づいて作られていると思うんですけれども、手製で作った場合にそこら辺の部分の問題は後々発生しないのかどうなのか、そこら辺までやはり考える必要があるんじゃないかという気がするんですが。

例えばその架台にしても、そういったものが既製品であるのであれば、それを使うんであれば良いけれども、現場判断でそういったかたちでそれが使えるから使うというので、万が一事故が発生するということも考えられないことは無いと思うので、そこらへんの判断はやはり慎重に判断するべきではないかと、私はちょっと引っかかるんですが。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

架台等を使ったとき保険が降りるか、そういうのを含めまして、また慎重に取り扱っていってみたいと思います。

それから、その保険でございますけど、207,000 円は保険で支払われるようになっております。289,500 円のうちの 207,000 円は。車代として 190,000 円、それからレッカー代として 17,000 円。207,000円。自動車航送船賠償責任保険というので支払われます。

その手作りモッコも、これは保険会社ともちゃんと話をして、そういうモッコですということで、今回保険がおりたわけでございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

確認なんですけども、事故報告書に書いておりますけれども、前輪のモッコが切断をし、と、で後のほうにフックを掛ける部分が切断していると、2 ヶ所の切断があるんですけれども、どちらのほうが正しいかですね。

もう一点。吊り具の安全基準というのがちゃんとあるんですよね。どこのデリックとか使う場合ので

すね、何度以上は倒しては駄目だとか、デリックですよ。あるわけですよね。で、その強度の問題もあるんですよね。その安全点検を義務付けられると思っているんですよ。吊り具の場合ですね。どこでも吊り具は定期的に一週間に１回なり、点検してテープを巻くんですよ。赤テープとか。点検の終わった、色をつけて。そういう点検の基準がちゃんとあるのかですね。船舶のほうでですね。聞いていますか。あるんですよね。

そこらへんの徹底はどのように行っているのか。

で、モッコに関わらずですね、ワイヤーとかですね、デリックの点検なんかも定期的に行われているのか、そこらへんをちょっと説明願います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程のモッコの件ですけど、切断した車輛モッコと、切断と上のほうはモッコの車輛用モッコに降ろして。これは前輪用のモッコが切断したと。網の部分が。

で、モッコが破れたためにガクンと落ちるわけですよね。そうしたとき、力が前に入って、上のフックが切断されたと。両方です。2 ヶ所です。それから、先程言ったデリックのワイヤーの件ですけど、これは先程も申し上げましたとおり、ワイヤーそのものは年に３回、もしくは３ヶ月に１回換えております。そして、キンクがあった場合はその場で換えております。

○議長（日高通君）

１番、日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

切断のその部分は、分かりました。多分、強度がだいぶ劣化しておったと思うんですけど、今後ですね、点検の基準というのが、安全基準というのがあるんですよ。そこら辺まで突っ込んでいかないと、事故防止にはならんと思うんですよね。建設現場でものを吊る場合も、必ず毎週、一週間に１回点検を行って、目視を行って、終わったらテープを巻くんですよね。色のテープを。点検が終わってますよということで、掲示板にちゃんとかいております。

そこまでやっていかないと、事故防止にはならんと私は思うんですよね。3 ヶ月に一回とか、年に何回とか、そういう基準じゃ。取替えはあるんですけど、現状で使うデリック関係の道具ですね。吊り道具に関しては必ず点検を周期的に行って、取換えも大事でしょう。けども、点検が私は一番大事だと思うんですよね。そこを徹底して行ってもらいたいと思っております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

点検そのものは、毎日とか一週間にいっぺんとか、そういうのをちょっと私のほうには手持ちの資料なんかございませんので、またそれは後ほど報告。点検はしています、点検をしているのは確実ですので、それがどういう周期でもってやっているのかというのは、あとでご報告させていただきます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

４番、平泉二太君。

○４番（平泉二太君）

最後に一点だけ、この発生状況とか原因とかを見ますと、この文面だけ見たら、重量がオーバーしていたから切れたんだと私は理解するわけですよ。ところが課長の話なんかを聞くと、おそらく最後のほうに、モッコ自体も劣化していたとか、そういうのも詳細にいれないといけないんじゃないかと。なんかこれだけみたら、軽トラックに荷物を積んでて、重量がオーバーしていて、モッコが切れたみたいに私は理解します。だけど、実際としてはその船のモッコ自体もおそらく劣化してて、古いやつを使ってたから切れたんだと、そういう詳細な報告をして欲しいと思うんですが、課長。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

私、文面から察しますと、モッコがその重量オーバーによるモッコ切断というふうには捉えられないような気がするんですが。どこの、その他約 200～300 kgの荷物が積まれていましたと、この部分です

かね。一応 350 kgまでは、この軽車輌は積み込むことが可能というふうに車検証に出ていますので、別に 200～300 kg積んでても本来ならば吊り上げる能力がないといけないんではなかったのかなと思っております。

そうですね。言われてみれば。

○議長（日高通君）

しばらく休憩します。

協議会に移します。

（協議会）

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 2、議案第 83 号、損害賠償の額を定めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、議案第 83 号、損害賠償の額を定めることについての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより 10 分間休憩いたします。

11 時 25 分にお集まりください。

休憩　１１時１５分
再開　１１時２５分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第３　議案第８４号　権利の放棄についての件（特別導入型基金）

○議長（日高通君）

日程第3、議案第84号、権利の放棄についての件を議題とします。

本案については、私日高通に直接の利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第117 条の規定によって、除斥とし、退場しますので、議長の職務を副議長の有川和則君にお願いいたします。

（日高通議長、退場）

（有川和則副議長が議長席へ着席）

○議長（副議長　有川和則君）

本案につきましては、日高議長が除斥となりますので、副議長の私が議長の職務を勤めさせていただきます。

それでは提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第84号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、権利の放棄ということで上程してございますが、内容につきましては、十島村肉用牛特別導入型基金における貸付牛の金銭債権を放棄するものでございまして、権利の放棄を受ける者につきましては、議案書のとおりでございます。

権利放棄額は330,000円であります。

放棄の時期につきましては、議会の議決日でございます。

放棄の理由と致しまして、平成20年2月12日十島村肉用牛特別導入型基金により導入した肉用繁殖牛の飼養を行っておりましたが、平成23年11月8日の早朝に飼養管理に行きますと、腹が膨張した状態で既に死亡をしていた。前日の夕方飼料を給与した際には異常はなく、疾病等の症状も見られなかったことから、急性鼓脹症で死亡したと思われます。

飼養管理等につきましては適正に行っており、管理者に責任がないと判断できることから、償還未済額の330,000円の債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

資料と致しまして、事故等の報告書、あるいは死亡牛届出標、口之島衛生補助員の現認書と、追加資料等として獣医師による診断書等を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（副議長　有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○４番（平泉二太君）

この特別導入型の事業については、いつも問題になるのが、この牛が何産していたかというのがいつも問題になるんですよね。９月でもそうでしたよ。そういう中で経済課長は、例えば2産していたら全額返納してもらうのか、そういうことも考えないといけないという答弁だったんですけど、その後このことについて部内でどういう話し合いがなされたか。

例えば、私が知り得る中では、過去において、1 産して売却、子牛してですよ、そして母牛が死亡した、それでもこの330,000円というのを返納した人もいますよ。だけど、今のこの返納の期間というのは5年後なんですよね。となった場合は、４産、うまく４産までの売却をしている可能性だってあるわけですよね。そうなった場合、4 頭は売って、返納。間違いなく母牛が死にました。それは免責ということも今のこの制度では出来るわけですよね。そこらへんを明確に、何頭生まれたら返納しなさいよという決まりを作らないと、不平等さが出てきて、1 頭生まれても返納している人もいる。4 頭子牛を売却して返納しない人もいると、その矛盾が生まれてくるわけですけど、そこらへんどういう話し合いがなされたのか。

おそらく今この出てきている牛、普通に飼っていてもおそらく3産目の分娩の失敗だと思うんですよ。ということは、2 産はおそらく売却か保留かしているかもわからないですけど、していると思うんですよ。そこらへんの明確な判断基準ですよ。そこらへんを示してもらいたい。

○議長（副議長　有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

確かに前の9月の議会の折に、ある程度出産した牛は免責も考慮するべきじゃないかというふうには答弁いたしております。

まだそちらのほうのその基金の中身の改正そのものは進んでおりませんけど、やはり3産以上したのは、それは、この間も畜産組合長会議があったんですけど、その中でもんで話をせんことには、執行部だけでそういう話をするのもあんまりじゃないかと思いますので、今度の畜産組合そのものも独立するわけでございます。それを機会にして、そういう整備も進めていかなかくてはならないのではないかと思っております。

この牛でございます。この牛は21年8月に出産しております。そして22年7月にセリ市に出されて、205,000 円で売却されております。その後は出産しておりません。1 頭だけしかこれはしていなくて、その後聞くところによると、その子宮の具合が悪くて一年余り以上空き腹だったということを聞いております。

○議長（副議長　有川和則君）

4番、平泉二太君。

○４番（平泉二太君）

私はこの特別導入型のこの免責については、7～8 年前から組合長会議の中でも言っているんですよね。で一向に手をつけない。だからそのうちに今までの間に1産しても返納している方もいるわけだから、その不平等さが生じているわけですよ。そういう中で早急に明確にね、打ち出して欲しいんですよ。

例えば2産したら返納してもらいますよとか、そういうのをしないと、またそのうち他の人たちも返納が出てきた場合に、俺は1産しかしていないのにって返納している人もいるわけだから、そこらへん不平等さの解消を図るためにも早急に何らかの明確な手立てをしていただきたい。

○議長（副議長　有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

確かに聞くところによりますと、4 番議員さんの言われたとおり、1 産したがそれが後に亡くなって、その方が支払われたという話も聞いております。ですから、そういう不平等さがあるといけませんので、早急に特別導入型の基金の中身を検証いたしまして、変えていきたいと思っております。

○議長（副議長　有川和則君）

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○２番（永田和彦君）

4 番議員さんの考えに私も賛同するところなんですが、私も権利の放棄の部分について、直接農家さんから相談を受けている部分があるんですけれども、今4番議員さんの話を聞いてて、「やはり他にもいらっしゃるんだな」というふうに思っている部分で、親牛が死んでしまったあとに、管理者の方のしっかりした責任のもとでそうやって支払いが行われているという事例があるのであるならば、そういったのはやはりちゃんと精査した中で、その支払われた方がちゃんとそのご自分の責任のもと、ご自分の意思のものにちゃんと支払われているというのであれば構いませんけど、そういったこういう事務手続き、そういったものが分からずに、とりあえず償還命令がきたから返しましたというかたちで、不利益を被っておられる場合も有り得ないわけじゃないわけですよね。そうなった場合に、そういった不平等が発生しないように、明確な基準をやはり早急に打ち出していただきたいと思います。

で、先の臨時議会の折にも、この権利の放棄の部分については一部触れましたけれども、それはやはり特導型の牛のこと以外の部分でもやはり産業資金の問題であったりとかそういった部分の権利の放棄に関わる部分も含めて、ちゃんとした整理をしていただきたい、そのように思います。

○議長（副議長　有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）
　確かに今２番議員さんの言われたとおり、既に支払っている方のことはやはり遡ってでもどうにか対処してやらなければ。多分、今調べたところ、一人だったと思います。支払われた方は。ですので、早急にそれを進めていかないと、このような方が出てくれば迷惑を被りますので、免責のその件については変えていきたいと思っております。
○議長（副議長　有川和則君）
　他に質疑ありませんか。
　2 番、永田和彦君。
○２番（永田和彦君）
　特にこの牛の導入事業に関する部分で、事務の分担というか、基本的にこの導入事業というのは村の事業ですよね。
　そういった中で、勿論畜産組合のほうにもそういったかたちで、今後の取扱についてはぜひ意見をくみ上げていただきたい部分はありますので、組合長会議の場でもんでいただきたいと思います。たたき台のほうはしっかりしたものを村のほうで準備していただくと。
　過去に遡ったなかで、私も聞いてびっくりした部分があるんですけど、この導入事業に関わる部分で、過去においては市場から船までの積み込みに係る横持ちの運賃ですよね。車輌の運賃。それからフェリーとしまの運賃。そういったものも、ハッキリした部分の額とかちょっとつかんでいないんですけれども、どうも畜産組合から支出されていたというのもあるやに聞いております。まだそこの精査を私のほうも出来ていないんですけれども、ここ 1～2 年はちゃんと線引きして、農家さんに直接請求をしますということでしてもらっているんですけど、過去においてはそういうあやふやな部分があったようですので、やはりその部分については、しっかりと村のほうとまた組合のほうとまた詰めをさせていただきたい、そのように思いますので、又対処をお願いします。
○議長（副議長　有川和則君）
　経済課長、松下賢次君。
○経済課長（松下賢次君）
　今畜産組合の件が出ましたけど、このあと協議会がございます。その折にまたちょっと私としてもそういう問題がございますので、お話させていただきたいと思っております。
○議長（副議長　有川和則君）
　他に質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
○議長（副議長　有川和則君）
　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　討論ありませんか。
（「討論なし」との声あり）
○議長（副議長　有川和則君）
　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。
　それではこれから、日程第 3、議案第 84 号、権利の放棄についての件を採決します。
　お諮りします。
　本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（副議長　有川和則君）
　異議なしと認めます。
　従って、日程第 3、議案第 84 号、権利の放棄についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。
　日高議員の除斥に関わる事案が終了しましたので、議長を交代いたします。
　しばらく休憩します。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第4　議案第85号　平成23年度十島村一般会計補正予算（第3号）についての件

○議長（日高通君）

日程第4、議案第85号、平成23年度十島村一般会計補正予算（第3号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第85号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成23年度十島村一般会計補正予算（第3号）でございます。

一般会計補正予算（第3号）につきましては、2ページの第1条で歳入歳出の補正について記載をしてございますが、現在の歳入歳出予算額に 177,450 千円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額は3,279,633千円と定めるということでお願いをしてございます。

今回の補正予算については、補助港湾建設整備事業で、91,576 千円の増額内示が国から示されたことが主なものとなっております。

又、本年度の村政座談会での要望分の一部や、施設等の補修費を予算措置したものでございます。

まず、10ページの歳入関係から説明を申し上げます。

まず、地方特例交付金につきましては、本年度の確定分と致しまして、3,827 千円を増額しております。

それから地方交付税につきましては、本年度は普通交付税が確定したことから、現在予算計上しております残額分を34,888千円増額しております。

ちなみに、本年度の普通交付税確定額は1,359,020千円となっております。

次に分担金及び負担金につきましては、前年度の県後期高齢者医療広域連合療養給付費の負担金精算といたしまして、196千円を計上したものであります。

それから使用料及び手数料につきましては、塵芥処理手数料等といたしまして、93 千円が増額されております。

次に国庫支出金につきましては、75,361千円を増額してございます。

民生費負担金といたしまして、身体障害者福祉施設措置費、これはグループホーム分の国庫負担分で、2分の1を304千円計上してございます。

次に 11 ページの民生費の補助金につきましては、子ども手当特別措置法にかかるシステム改修分、全額国庫補助で1,826千円、港湾建設費の補助金では、本年度の国庫補助事業が当初約4割カットされたことは既にご承知のとおりでございますが、今回増額内示等によりまして、74,820 千円を計上しております。

この結果、本年度の補助港湾事業は、要求に対しまして約 73%の採択となっておりまして、小宝島港改修事業費の減額分1,560千円につきましては、予算執行に伴う組み替えによるものでございます。

次に、県支出金でございますが、18,126千円を増額してございます。

主なものは権限移譲事務交付金関係で 104 千円。経済センサス 97 千円が増額交付となっております。

また農林水産業補助金で、本年度の特定離島事業費に若干の余裕ができたことに伴いまして、追加事

業をうけることから、次年度予定の 2 事業を前倒しして申請することから、17,667 千円を計上するものでございます。
減額分といたしましては、子宮頸がんワクチン接種支援交付金が、高校生の住所地対象となることから、150 千円を減額するものでございます。
次に 12 ページでありますが、財産収入につきましては、産業資金、住宅資金利子収入を 24 千円増額してございます。
繰入金につきましては、財源調整と致しまして、財政調整基金から 25,000 千円を繰り入れるものでございます。
次の諸収入につきましては、3,435 千円を増額してございます。
主なものは自然災害による公共施設の復旧費に伴う保険金を総務費雑入で 2,437 千円を見込んでございます。
農林水産雑入では、医薬材料立て替え金と村畜産組合法人設立準備精算還付金で、836 千円を増額し、減額では債権免除の県有牛償還金を 473 千円計上してございます。
13 ページでは各指定管理施設の補修等に伴う受益者負担分を 604 千円見込んでございます。
村債は、16,500 千円を増額してございます。
補助港湾施設の増額内示に伴いまして、補助裏分として財源に充当率 90%の港湾事業債を充てるものでございます。
次に 14 ページから歳出に入りますが、まず議会費は臨時議会等の関係で、費用弁償を 362 千円増額しております。
総務費は 11,321 千円を増額してございます。
主なものは 12 月 1 日付け採用職員を出張所において研修させるための旅費を 291 千円、悪石島のテレビ共聴施設が落雷被災による補修費支援といたしまして、214 千円。積立金で鹿児島応援寄付金として鹿児島県が徴収したふるさと納税の十島村配分の過年度分 138 千円をトカラふるさと基金に積み立てるものでございます。
財産管理費につきましては、本年 9 月議会時に旧としま会館の処分についての協議をいたしましたところでありまして、議会側の意見も参考に建物の老朽化による危険性を考慮し、一旦解体更地とした上で、将来において検討するものとして、建物解体費用を 11,158 千円見込んでおります。
又、用地購入と致しまして、中之島地区の宅地一筆約 34 坪を坪単価 9 千円で予算措置をしております。
14 ページから 15 ページの企画費は、本土復帰 60 周年記念事業が 10 月から 11 月にかけて各種執行され、来年 2 月の植樹祭のみを残しておる中にありまして、執行済み予算の整理が主なものとなっております。
選挙費の 104 千円につきましては、来年 5 月および 6 月の村長村議会任期満了に伴う選挙日程を審議するための選挙管理委員会委員の費用弁償を計上したものでございます。
次に 16 ページから民生費になりますが、民生費は 3,593 千円の増額でございます。
まず、16 ページから 17 ページの社会福祉総務費の特定離島事業の健康増進対策事業で、予算費目の増減を行っておりますが、事業計画の一部見直しによる組み替え予算であります。
17 ページの負担金補助交付でグループホームに 1 名の入所者が 10 月から発生したことから、障害者の自立支援と致しまして、1,118 千円を計上するものでございます。
また同費目に定住促進対策事業といたしまして、出生祝い金 300 千円と、中学生以下の在学支援金 90 千円を計上してございます。
18 ページの単独扶助費の寝たきりおむつ支給につきましては、対象者が当初より増えたために、238 千円を増額してございます。
繰出金につきましては、法律に基づく、各保険会計への繰出分でございます。
社会福祉施設費につきましては、今年度整備中の介護施設建設に伴う、敷地造成の執行に伴い、予算組み替えを行っておりますが、19 ページの工事請負費、インターネット接続費、並びに外構工事の経費を見込んだものであります。
児童福祉総務費の負担金、補助及び交付金の 1,826 千円につきｍしては、歳入でも説明いたしましたとおり、子ども手当システム改修分を見込んだものでございます。
衛生費につきましては、975 千円の増額です。

19 ページの保健衛生総務費の委託料 16,595 千円につきましては、20 ページの工事請負費への組み替えによるものでございます。
繰出金で 475 千円につきましては、簡易水道特別会計の財源支援によるものでございます。
予防費の子宮頸がん等ワクチン支援の減額は歳入で説明いたしましたとおりであります。
それから塵芥処理費の 570 千円につきましては、これは増額で住民参加ゴミリサイクル研修の日程延長や上半期の廃棄物ゴミの増加によるものでございます。
21 ページから農林水産事業費に入りますが、40,025 千円を増額計上してございます。
農業振興費において、まず宝島地区集出荷施設が台風災害で壁面が飛ばされておりますし、また塩害等による腐食がいちぢるしいことから、壁面の全面張替えといたしまして 3,150 千円。諏訪之瀬島地区農業ハウスのビニールが経年評価の為、その張替え経費として 879 千円。建設機械バックホー等の機械強化のための油圧ブレーカーの購入、あるいは宝島集出荷施設内に商品移動用のコンベア導入を計画しております。
又、負担金補助交付金につきましては、平島地区及び宝島地区のサンセベリア組合よりビニールハウス整備に伴う支援金 5,993 千円も計上してございます。
畜産業費につきましては、本年度単独採草地整備を計画しているところでございまして、6 月時の補正予算において、2 地区を工事請負で執行見直しとする予算組み替えを行ったわけでありますが、今回各畜産組合との協議において、宝島地区も同様に処理して欲しいとのことから、関係の物件費から工事請負費に組み替えを行うものでございます。
22 ページの備品購入費では歳入で説明いたしましたとおり、本年度の特定離島事業枠に余裕がでたことに伴いまして、次年度導入計画分の油圧ショベルを前倒しで 13,650 千円計上をしております。又負担金補助交付金で 1,304 千円を計上しておりますが、村畜産組合の法人化に向けた、村支援費として会計システムの導入費、事務機器購入や発足時の発起人旅費、人件費の一部立替分を見込むものでございます。
林業振興費の工事請負費は特定離島事業費枠の増加に伴い、次年度計画分の悪石島筍搬出道路舗装分を 10,140 千円を計上してございます。
23 ページの水産業振興費の工事請負費では平島ならびに宝島の製氷施設の修繕経費、また負担金補助交付金では、口之島地区でスキューバダイビングを設立するための設備投資支援費 3,000 千円を計上してございます。
商工費は 5,461 千円を増額しております。主なものは今年度口之島地区フリイ岳にトイレ施設の整備を計画しているわけでありまして、その一部である水道水引き込み事業を地元で施工することから、賃金材料費等で 1,387 千円を見込んでおります。
又、同施設への加圧ポンプ設置を工事請負費で 1,572 千円計上してございます。
ななしまの燃料費で 1,470 千円の増額につきましては、運航稼動時間の増加が影響するものであります。宝島友の花温泉の熱交換機取替えにつきましては、温泉温度が上がらない不具合が発生しておりまして、948 千円を計上してございます。
24 ページからの土木費につきましては、104,912 千円を増額してございます。
道路維持費の原材料費で道路反射鏡の設置費として、1,425 千円を増額し、当初計上分と併せまして、本年度の同事業費は 1,925 千円となっております。
道路新設改良費につきましては、小宝島地区の集落内道路の舗装を地元施工で行うことから、材料費、賃金等を 1,905 千円組み込んでございます。
25 ページの港湾建設費につきましては、前述しましたとおり、補助港湾の追加内示等によりまして、92,016 千円を増額してございます。
住宅管理費につきましては、平島、悪石島、宝島の住宅補修に伴う経費 4,069 千円の増額、また住宅建設費では、本年度の悪石島地区村政座談会で村営住宅の敷地内の改良要望が出されたことから、その経費 1,466 千円を計上したものであります。
26 ページの消防費につきましては、非常備消防費、及び消防施設費の説明欄に記載しておりますとおり、津波避難の判断基準となる海抜表記看板の作成、あるいは防災行政無線の修理、消防施設の修理等として 4,461 千円を計上したものでございます。
教育費につきましては、2,231 千円を増額してございます。
事務局費では教員住宅のカギ及び浄化槽、ブロアの交換、消火器購入等の経費として、591 千円を計

上しております。
社会教育費では各種活動団体の活動支援と致しまして、婦人会、子ども会への補助金として 360 千円。公民館費で小宝島住民センター給湯機、クーラー設置で 1,050 千円を計上しております。
又、同住民センターにカーテンや冷凍ストッカー設置も計画してございます。
28 ページの災害復旧費につきましては、台風災害で中之島西区住民センターのフェンスあるいは落雷災害で口之島山上無線装置の復旧分を 2,368 千円計上してございます。
予備費では 1,741 千円を財源調整として計上をしてございます。
7 ページに戻りまして、第 5 表の地方債補填補正でありますが、地方債補正につきましては、歳入の村債において説明いたしましたとおりで、補助港湾事業の補助裏分に公共事業等債を 16,500 千円充当するものであります。その結果、現時点の地方債総額は 307,500 千円となっております。
以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。
これより昼食のため休憩いたします。
午後は 1 時にお集まりください。
失礼しました。
1 時 30 分にお集まりください。

昼食

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
6 番、用澤満男君。

○６番（用澤満男君）

24 ページの切石港船溜背後地法面整備の中身について細かい説明を伺いたい。
それから、東之浜港の臨港道路終点改良の設計委託料、この設計の中身についても説明を求めます。
あと、どこだったっけ。防舷材の取り付けがあったですよね。あれの場合に、南之浜港の防舷材兼梯子になっている。人が港湾、港から落ちた場合にね、泳いで上がる為のその梯子、ゴムの梯子がついているんですが、それが台風のせいなのかなんか知りませんけど、外れて使いものにならないということでは、人命救助の面からも、その船のほうも勿論、フェリーとしまのほうも大事なんですが、そっちのほうも整備を急いですべきことじゃないのかなと思うんですが、そこらへんは把握しているのかどうか。また把握していたら、どのように、いつ頃つけるようにするのか、考えを伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まず、一番目の切石港の背後の件でございます。
切石港の船溜まりの背後のほうが、法面保護をしてないために、雨が降ったりした際にですね、その背後地、あそこは火山灰なものですから、山からの火山灰、それから法面を成型してそのまましているものですから、法面からのそれが崩れて、その船溜まりに土砂が入ってくるということがありましたものですから、今丁度県営工事で工事をやっている、あそこの切石港のほう、法面工事をやっています。
あ。元浦港の県営工事で法面工事をやっています。
それと一緒になって、ちょうど業者さんがいるものですから、通常執行すればまだわざわざ行って、そこの法面を吹き付けすれば相当な金額がかかるものですから、それと同時にかまして発注しようということで、法面を止めるモルタル吹き付け工をそこに裸のままですので、モルタル吹き付け工をしようとするものであります。

それから東之浜の設計でございます。これは、ちょうど海水浴場、東之浜に降りる道路から、東之浜の降りる周辺からあそこのシャワー施設の間、左側のほうの法面に浮石がいっぱいございます。その浮石を止めるための法面の測量設計でございます。

それをどのような浮石があるのか、そして将来はどのような浮石を落石しないようなかたちの工事をするか、そういうのを設計してもらうものでございます。

南之浜の防舷材です。これはラバータラップというんですけど、ゴムのやつ。確かに今も破損してぶらぶら状態で、既に落ちたんではないかなと思っております。

南之浜はご承知のとおり、なかなか接岸条件の厳しい所で、その中で荷役作業等をやっているときに、もしものことがあったときなんかのことを考えれば、このラバータラップは是非必要なものではないかと認識しておりますので、設置を検討していきたいと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○６番（用澤満男君）

この切石港の船溜まりの背後地、これに関しては、所管事務調査に僕らが訪れたときに見た状態では、その土砂が流れ込むような状況ではなかったんじゃないかなというような思いが一点。

それから、かなり、石が露出して、そう簡単に崩れそうな状況ではないようなふうに見受けられたんですが、そこらへんは僕らはその外見でちょっと見ただけでね、中まで踏み込んで見ていないから良く理解、そこら辺までわからなかったのかもしれませんが、実際にその船溜まりが埋まるほどの土砂が流れてくるような、本当にそういう状態なのかどうかというのを、再度確認をしたいと思います。

それから、東之浜港の法面の、やっぱり石がこう出て、たまに落ちる場所があるんですが、そこは法面の高さそのものがそんなに高くない。しかも、交通量はそんなに多いものではない。その前に、東の裏港が接岸できた場合に、通常その皆さんが、お客さんが走ったりするのに使う道路そのものが法面保護等が整備されていない。落石がしている場所があるんですが、そこら辺のほうが私は優先をすべきことじゃないのかなと思ったりするんですが、その点について、道路改良舗装の中で法面保護もきちんと含まれた上で、整備をしていくのか。

特に東之浜港の裏港を使用する場合には、南西、南東の荒廃の時期で、雨も多うございます。その中での客の運搬、あるいは荷物の運搬等を多勢の人がそこを通行するわけですのでね、落石等があっては大変なことだと思うんです。そこらへんをどのように考えておられるのかその点についても伺いたい。

あと、その梯子の、ゴム梯子の件は、私は大至急やるべきではないのかなと思うんですが、その点についてもはっきりとした、この予算の中でやれないのかどうか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まず第一点目の切石港でございます。

これは本年度村政座談会の折に行ったときにですね、もう既にそういう状況でありました。雨の降ってですね、道路の船揚場とか、道路の周辺に土砂が流れ込んでいる状況でありましたので、これを是非食い止めて欲しいということで、「それなら分かりました、何らかの事業をしましょう」ということで、今回その県営事業があったものですから、その県営事業がなければ、単独ではしないんですけど、県営事業があったものですから、それと抱き合わせですれば工事費もだいぶ安くなるものですから、それでもって計上したわけでございます。

それから東之浜は、これは勿論、これも村政座談会にいった折にですね、もう浮石があって、確かに落ちそうな石がございました。

そうした場合、夏場の海水浴のお客さんとか、そういうのが来たときにですね、もしそれで落石でもあって、そういう観光客さんなり、島民の方にケガでもさせれば、道路のその責任者の道路管理の責任者でございますので村が。それでもって、被害があったら大変だということで、今回浮石がどの程度あるのか、どのような工法でやれば良いのかということで、測量委託をかけたわけでございます。

東之浜の道路の件にしても、今回改良する中においてですね、危険な箇所があったら、そこもある程度の手は加えていかなくちゃならないかと思っております。

ラバータラップの件は、今のこの現計予算ではちょっと厳しいのではないかと思いますけど、ラバータラップの金額がどの程度するのか、その金額によって、単独で出来るのであれば単独でやって、もし

高価なものであれば特定離島ふるさとおこし事業などを活用して、整備を進めていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○６番（用澤満男君）

諏訪之瀬島のほうはある面で、僕らはただ遠くから見たような感じですので、何ともいえませんが、そうであればやるべきだろうと思います。

2点目の東之浜港の道路の法面保護の件では、私は優先すべきっていうのは、実際に私が通行してて、県営の法面保護の吹きつけがあったときに、「ここも是非して欲しいんだ」という話をしたら、とてもじゃないけど予算が足りないとか言う話も出ましてね、だけど落石はしているんだと。だから、そこらへんは、道路の改良舗装をしながらで、そこもやるとなると、どうしてもそのそっちのほうに費用を食われてね、舗装の距離が伸びないというのもあったりして、なかなかその先へ進まないんじゃないかと思うんですが、私は優先するのは東之浜港へ行く、その接岸が間近に迫っている状況の道路のそっちのほうを優先すべきだなという思いがするんですが、例えばこの、設計委託をされる中でね、東の道路の全てのこの法面の状況を含めて、委託をしてやる考えは無いのかどうかね。でなければ、あそこでは夏の海水浴場の、あそこへ行くのは高さが、道路からの法面の高さが 5～6 メートルしかありませんのでね。しかもほんの夏のわずかな時間ですから、時期のその利用のやつですから、そんなにあわてること無いんじゃないかなと、そんな思いが致します。

ですので、この設計委託の中で、東の道路の法面のそっちのほうも、私はやるべきではないのかという思いがします。

その点についても考えを聞かせていただきたい。

あと、その担当、あるいは村政座談会等でも話をしております、南之浜港の船溜まりの夜間航行するときの点滅灯あたりも、非常に皆さん危険だという中でね、平島の漁師の方は 4～5 名、暗くなった状態の中で帰ってきたり、出て行ったりするんですね。そうした場合に、点滅灯がひとつも整備されていない、そういう状況の中で、ぶつかりそうになって、身の危険を感じているということで、皆さん座談会の中でも話をしていた経緯があるんですけど、そこらへんも急いで欲しいというやつがなかなか出てこないというのが、ロードミラーの、いいですか。その東の道路のロードミラーの整備にしても、島おこし推進員の中でね、チェックしたら、数が 16 個～20 近く必要だという話も出ている中で、そういうのがなかなか表に出てこないのがちょっと不思議であり、また残念であるんですけど、その点はどのように考えているのか伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

南之浜港のですね、先程言ったその灯台というか、その点滅灯ですか。点滅灯そのものは確か予算で 9 月補正で計上しているはずです。

まだちょっと執行がなされていないだけでありまして、9 月補正であります。

それから先程申しました、その東之浜の法面です。

それは、今度業者さんが行った折にですね、そういうところも点検させるようにさせます。そして、24 年度の県営事業がまだ若干、平島と諏訪之瀬島、法面の保護工事が残っているということでございますので、どこらへんが該当になっているのか、県のほうからその情報を得てですね、どっか一番優先度の高いところであればそちらのほうをお願いするようなかたちにもっていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

しばらく休憩いたします。

協議会に移します。

協議会

○議長（日高通君）
協議会より本会議に戻します。
他に質疑ありませんか。
1番、日高助廣君。
○１番（日高助廣君）
何点か、順番に質問を行います。
11ページから12ページの権限移譲のですね、事務処理の交付金が、準備金等が上がっておりますけれども、近年ですね、国から県、県から市町村に対しまして、権限の移譲が行われておりますけれども、今回も3点ほど権限の移譲が上がっておりまして、交付金等がですね、委託金ですか、入っておりますけれども、この3点につきましての事務処理上の内容等をですね、詳しく説明を願いたい。
2点目が、14ページですね。先般の9月議会でですね、十島会館は老朽化が激しくて、とり壊すということで皆さんが全会一致で決まりましたけれども、いつ頃解体に入って、いつ頃終わるかですね、時期を教えてもらいたい。
それと20ページ。20ページの、特定離島でですね、遠隔医療用の高精細テレビ会議システムの内容ですね、細部に渡りましての説明を願います。
それと、22ページですね。同じく特定離島で油圧ショベルが上がってきておりますけれども、現在保有台数は3台ですかね。3台あって、もう1台増えるということでありますが、その利用がどの程度あるのかですね。災害復旧等の観点から行きますと、タイヤショベルですか、そういう備品等も私は必要かなと思っているわけですよ。
もう1台本年度で購入すると上がっておりますけれども、そういくバックホーのみの導入で本当に良いのかですね。他の畜産も大事ですけれども、災害復旧等の観点からも油圧のショベル等もですね、導入するべきではないかと思っております。
併せまして、前後しますけど、21ページの油圧のブレーカー、これも私は内容がよく理解ができませんが、詳細につきましての説明を願います。
もう一点が、23ページですね。口之島のダイビング受入設備の整備が3,000千円上がっておりますけど、これにつきましても整備の内容等の説明を願います。
最後に26ページ。消防費でですね、海抜の表記板があがっておりますけど、これの設置の場所、各島に何箇所設置するのかですね、そこまで説明を願います。
○議長（日高通君）
総務課長、肥後政司君。
○総務課長（肥後政司君）
まず総務課関係から質問に対する回答をいたします。
14ページのほうの財産管理費の工事請負費でとしま会館の解体費ということで11,000千円ほど計上しておりますけれども、これは今月中に入札を、一応解体入札をすることで進めております。
完成のほうにつきましては、3月中には、つまり今年度中にはもう完成させると、更地にするということで進めております。
それと、2点目のほうの消防費のほうの海抜表示板ですけれども、先般6月議会でもこういうご質問を受けまして、本村のほうでも津波対策の目印というようなことで、各出張所を介して調査いたしました。
今回予算措置しておりますのは、電柱等に貼り付ける表示板と、それから直接設置する看板というようなもので進めております。
その内訳につきましては、プレート。電柱等に貼り付けるプレートを46枚程度。それから看板のほうを30本ということで進めております。出張員からの調査によりますと、ちょっと本数が枚数が少ないということを感じているものですから、再度出張員、あるいは消防分団を介しまして調査したいと思います。基本的には20メートル位までの海抜表示板は必要ではないだろうかということで、更には今後また住民等の意見を聞きながら、30メートル位までは設置する必要があるのではないだろうかとは思っているところです。
以上です。
○議長（日高通君）
住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

ご質問の特定離島遠隔医療対策の件についてお答えいたします。

この案件の中身としまして、現在本村のブロードバンドが整備されている状況であります。

その回線等を使いまして、各島の診療所と本庁、並びに中核病院であります赤十字病院とを回線で結びまして、それを今使われていますテレビ回線等で画像処理で連絡を取り合うと。ですから、診療所のほうで怪我をしたという、傷口を画像を送りまして、日赤の病院のほうでドクターに診てもらうということです。

ですから、下三島のところにつきましては、日赤病院のほうに担当の先生がおります。

それから上四島につきましては、中之島におりますので、中之島のドクターがいるところと結ぶとか、直接ドクターのいるところと画像で結べるということでございます。

このシステムにつきましては、三島村のほうも同じシステムというかたちでですね、日赤病院のほうに設置するということで、同じ規格のもので日赤病院と結ばれるということになります。

回線的には別々でございますが、システム等は同じかたちを日赤のほうは取り入れて欲しいという要望でありましたので、そのようにしたいと思っております。

それで、この画像の診断のですね、いわば、うちの場合はいろいろ条件がございましてですね、回線が詰まっている状態とかそういったのも予想されますが、ある程度そういった診断のできる画像というかたちを最低条件としまして、業者のほうの企画提案型のほうでですね、入札をしたいと思っております。

当初そのまま三島村と同じような形で一般入札をする予定でございましたんですが、質の高さを確保する意味で、業者からの提案型というかたちを取り入れたかたちで執行したいと思っております。

これにつきましても、丁度状況は変わったんですが、12 月中でですね、企画を受け入れて、決定したいと考えております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

11 ページから 12 ページの委託金でございます。

11 ページの権限移譲、公有地の拡大の推進に関する法律に関する事務、それから 12 ページの土地改良区の設立、合併、解散に関する事務等、それから、駐車場等に基づく路外駐車場等の届出に係る事務準備金というのが権限移譲できていますけど、これは今までずっと県の方でやっていた事業でございますけど、県のほうもそういうのをもう権限移譲しようということで、この 3 つに関しては、ここ一回も届けるとか、そういうのがあったりして、事務手続きも行ったこともないものでございます。私もはっきり言って、この中身そのものというのは、どういうかたちのものか、本村にはほとんど関係のない感じの土地改良区とかそういうのもございませんし、それから駐車場に関してもそういうのが無いものですから、県としても、県がもっておってもというかたちで、そういうかたちでうちのほうに権限移譲されてきたのではないかと思っております。

それから、いろいろ前後するかもしれませんけど、まずブレーカーですね。このブレーカーは、油圧ブレーカー、今これが、このブレーカーは 1 台だけ買う予定でございます。それに対応ができるのが、中之島、諏訪之瀬島、小宝島においている 23 年度に導入したバックホーでございます。

これでもって、一番の要望は小宝島があったんですけど、牧場を改良するにあたって、珊瑚を砕くことができないと。どうしてもブレーカーが欲しいということで、購入したわけでございますけど、諏訪之瀬島、中之島のバックホーにもこれは対応できるというものでございまして、必要があればその島に送り込みたいと思っております。

それから、油圧ショベルのコンマ 5 リューベ級のバックホーでございます。

これは平成 24 年に購入予定しようしたところ、特定離島ふるさとおこし事業の執行残とかそういうのがだいぶ県のほうが出てきたということで、それでは前倒ししまして、本村のほうで 24 年度購入を本年度買おうということでございます。

今このコンマ 5 リューベ級のやつが、中之島に平成 22 年度にいれたやつ。それから平島には平成 13 年度。悪石島が 16 年度、それから宝島に本年度買ったのがそれぞれございますけど、先程言われましたタイヤショベルなんですけど、タイヤショベルそのものはやっぱりその大きさそのものあれば、その道路なんかのいろいろなので災害復旧だけじゃなくて、例えば中之島なんかとか宝島においては道路の

落葉なんかのそういう清掃にだいぶ貢献ができるんじゃないかと思いますけど、なにせ使うのがそう頻繁に使うものであれば購入してもいいかと思いますけど、時期時期でしか多分使う用途がないんじゃないかなと。そうしたときがやっぱり維持管理費そのものなんかがかかるんではないかなということで、今見合わせている状態でございます。

それから、ダイビングでございます。これは口之島のほうであるグループがダイビングクラブをしたいということで、そのかたちというものが、潜りをされるインストラクターの方がいらっしゃいまして、その方が生徒さんなんかも連れて来るそうでございます。その為に、どうしてもその酸素を注入するコンプレッサーの機械、コンプレッサーを導入してやるということでございまして、その中において、この方なんかのグループがするのが、仕事としては酸素の注入、それから、その現場まで漁船で連れて行ったりするということでございます。事業費そのものが大体 430 万円ほどなんですけど、このうちの 4 分の 3 が補助でございますが、それしたときが 320 万円ぐらいなるんですけど、補助金の限度額が 300 万円と決められておりますので、その補助金の限度内の 300 万円を今回計上してるわけでございます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

経済課の方からいきますけど、権限移譲のですね、本村においては事務処理がする案件がないということでありましたけれども、一件だけ。駐車場に関する権限の移譲はですね、有料駐車場の事務処理なのか、個人の駐車場なのか、そのへんのところまでちょっと説明を願います。

それと、バックホーの件ですけど、前倒しということでありますけれども、利用があれば結構だと思うんですけど、災害時とかですね、道路の清掃等にはですね、タイヤショベルも必要品でありますので、来年度以降ですね検討を願います。

もう一点のこのブレーカーの件ですけど、これもちょっとですね、理解が私は出来ませんが、中之島と諏訪之瀬島と小宝島にはブレーカーの対応のバックホーを入れているわけですよね。他の地域には全くついていないと。

矛盾が生じるんですけど、この導入時点のですね、対応はどのようなかたちで、ただバックホーだけを送ればいいということで送ったのか。後々のことを考えなくて、そのまま送ったと思うんですけど、なんかこう他の地域にはですね、何かこう不利益を被るような補助事業ですけども、このへんにつきまして、もしですよ、現在のミニバックホーにですね、油圧用のタイプをですね、つける場合のそういう要望があった場合には出来るのかですね。そこら辺の説明とブレーカーというのはですね、やっぱりどこの地域においてもいるわけですよね。ユンボウがあれば、ブレーカーも欲しいなという意見もありますので、検討を願います。

それと、遠隔操作のですね、住民課のですねシステムなんですけども、回線を使っての医療ということで、大変結構だと思っておりますけども、万が一ですね、画像の回線の都合によって、たまには不具合を生じる場合もあろうかと思うんですよね。そこらへんのですね、利用者との回線のチェックですね、この回線で間違いなく画像のですね、送付が出来るのかですね、そこら辺まで決めまして、回線の要領等もですね決める必要があると思いますので、そこら辺まで決めて契約を結んで欲しいと思っております。

それと、経済課のほうに返りますけど、ダイビングの整備の件でありますけれども、備品の購入で 300 万円の補助を出すのかですね。ダイビングをするには電気がいるわけですよね。電気やら、水はどうかしらないですけど、設備も、置くところもですね。そこらへんの内容はどのように取り扱っているのか。補助金内には入っているのか、入っていないのかですね、そこらまで説明を願います。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

遠隔の分でございますが、一番肝心なのは我々が求める画質、画像、そういったものがいつでも取り出せる映し出されるというのが条件だと思います。

そのために、その画像等の質の部分は、保証させるというかたちで、業者と契約を結びたいと思っております。

それから、あとのメンテナンスにつきましては保守管理、そういったかたちの契約を結びまして、いつでも動ける状態には保っていきたいと思っております。

ただ、物理的なものといいますか、条件的に、今うちの回線、テレビ会議等システムを使っておりますが、容量等が少ないと、かねがね言われておりまして、これ等が重なった場合にですね、テレビ会議が2つ重なった場合と言った場合が想像されます。

そのあたりの部分が若干ですね、これはメーカーに言っても、うちの回線が満杯であれば進入できないわけですので、それ等が若干気がかりな点でありますけど、なるべく医療の部分等を優先できるものであればですね、そういった形でお願いしたいと考えております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程のコンプレッサーの件でございます。

これはあくまでもコンプレッサーのみだけの施設整備でございまして、その建屋そのものというのは、村から借りる借地、借家ですかね、そういう申請があがっているわけでございます。

それから、駐車場の先程の件ですけど、私もここに手元に資料がございませんので、資料をもってないと話がちょっとできませんので、また後ほどこれは調べてからご報告申し上げます。

それから、バックホーの件でございます。

バックホーこれは、平成23年度に買ったバックホーで、23年度に導入したバックホーだけでございまして、以前に買ったのは対応にならないということでございますけど、そういう油圧関係の整備をすれば、それが利用できるかどうかというのは調査しないとわからないので、もしそういうのが可能であれば、必要があれば油圧を後でつけて、ブレーカーが対応可能かというのを調べないと今のここの時点ではご報告できません。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

最後の答弁でですね、このブレーカーの件ですけれども、当初ですよ、導入するときに、何で均一にしなかったのかなと思うんですよね。

入れてからまたつけるというのは大変なんですよ。はっきり言って。ですから、他の島のですね、入っているわけですけども、に、送る時に、どのようにしてブレーカー付きとブレーカー付きでホースの無いやつをですね、選定を行ったのかをですね。3 か島にはブレーカー対応のやつを出してですよ、他の所にはブレーカー付きでなくてもいいという根拠が分からないんですよ。私は。どこで判断したのかというのは。

そこらへんの基準をどのようにして設けたんですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

これは、22年度と23年度にわけて入れた事業でございまして、23年のやつはブレーカー対応じゃないと。23 年度購入するとき小宝島のほうから要望があったんです。出来れば、牧野で使いたいとき、珊瑚を砕きたいので、ブレーカー対応のやつをどうしても買ってくれないかということで、本年度導入する予定があったあとの島のほうにも希望を聞いて、「どうですか」と言ったら、「それならうちとしてもそのブレーカーを使いたいので、その対応の機種、小宝島と同じ対応の機種を送ってください」ということで、「しかしその代わり、ブレーカーそのものは1台だけですよ」と。「それを皆さんで回して使ってください」ということを申し添えて、今回ブレーカーだけを購入すると言うかたち。別に他の島に差別をつけているわけではなくて、当初買う時に別に要望が上がらなかったものですから、普通のやつのバックホーを買ったわけでございまして、23 年度のやつはその小宝島の方からそういうふうなのが出たものですから、買ったわけでございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○６番（用澤満男君）

先程の遠隔医療システムのね、中で、なかなか遠隔システムの医療行為が医療費等がね、対象にならないと。診察料がね。言う面でなかなかネックになっているという話だったんですが、この場合には、その診察費用あたりは、日赤の先生あたりはどのように処理していくのか。たとえば何ですか、カルテ

じゃなくて、点数をつけてお金を払うようにしますよね。ああいう診察費用あたりはどのように考えているのかなという、その処理していくのかなという思いがひとつあります。

その点については別になんら問題はないのかどうかという、医療行為を行うということでね。

それと、先程の経済課長のその話では、平島の自治会長からの話だと、その小型のバックホーを入れるのに、大きい石が出てきた場合、なかなかその仕事ができないと。だからブレーカーが必要なんだということで、強く要望をしたところ、それでも駄目だと言われたと。先程の話は要望がなかったからしていませんというのはおかしな話じゃないですか。それは。

そこらへんは前向きに考えてね。そういう小さいバックホーですから、動かせない石が出てきたという場合にはブレーカーがどうしても必要なんだという話なんです。だからそこらへんは前向きに対処していくというようなことで、今後進めていただきたいというふうに思います。

あと、そのレセプトね。レセプトのその件について伺います。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

遠隔問診システムの画像でございますが、今静止画像等の部分でやっているものが、今度は画面が見れるということで、もし画面と日赤の病院の先生、中之島の先生と直接結んで、画像を介して看護師のほうからこういう方がきておりますと、診断を仰ぐとした場合にその診断の画像を見て、先生が処置、いわばこの薬を出しなさいとかいうかたちになった場合には、この薬に対しては保険診療になります。

今までと変わりません。今まで電話でそういったかたちで直接先生と症状を看護師が話をして、薬の処方をしておりました。これは普通の診療報酬というかたちになります。

それで、相談のかたちで今日赤のほうから医療に関わらない相談、いわば医療相談等があった場合は、日赤の病院のほうからその回数に応じまして、負担金がですね、請求がきます。それをうちのほうは診療所費のほうの日赤負担分というかたちで日赤病院のほうに払うということで、今までのそういった画像を介さない部分での診療行為と今までと変わらないと。画面が出るか出ないかの部分だと。画面が出れば、やはりその特にケガという形になればですね、幹部の部分がですね、言葉で言うよりも目で見れると、適切な処理ができるということになるかと思いますので、今までそのレセの請求とか、そういったもの等についてはですね、それが増えるということではなくて、今までと変わらないかたちで医療行為がなされると考えております。

○議長（日高通君）

これより休憩いたします。

協議会に移します。

協議会

○議長（日高通君）

協議会より本会議に戻します。

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○２番（永田和彦君）

消防費の関係でちょっと伺います。

防災行政無線の戸別受信機の修理ということでここに上がっているんですが、一部話を聞いた中で、中之島で使っている戸別受信機と他島のものとちょっと周波数が違うのか、何かの違いで、すぐすぐ対応が出来ないんですよという部分で、中之島のほうがＩターンで入っておられる方の住宅にまだ設置がされていなかったりとかするとか、あと修理に上げた部分でもだいぶ時間がかかっているとか、そういった部分で話を聞いているんですが、その点について説明を伺いたい。

併せて、昨日のドクターヘリの関係で、今日も丁度お昼休みに新聞を見ていましたら、ドクターヘリ

の特集の記事が載っていたんですが、その中でもやはりこっちの本土地域の消防、それから救急搬送に携わっている消防団員の方々の声として、やはりそのドクターヘリの要請をかけることに対しての不安というか、そういった部分が取り上げられていたんですが、昨日も逆にオーバートリアージで構わないんだという部分で話はしましたけれども、ただその中でも、出動要請自体の回数がものすごく上がってしまうと、逆にそのドクターヘリ自体の運航にも支障が出るんじゃないかというふうに、記事にもあったんですけれども、そういった部分で、本村における要請の部分で、看護師の方々のやはり研修を何らかのかたちで考えなければならないんじゃないかなと、今日もまた思いかただったんですが、その点について、具体的に今後のそういう研修の計画等があれば伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず防災無線の今回の補修費といたしまして、20 台分戸別受信機のほうの補修を予定しております。議員が言われますように、中之島地区のほうを中心としたかたちでの補修になっております。

ただ、この補修につきましてはですね、中之島地域と口之島地域については周波数の関係で確かに言われるように違うみたいです。ですから、中之島のほうに今回新たに 14 基の整備と補修と、それから予備というかたちで6基をかかえるということで進めておりますけど、予備の6基につきましては、口之島等でも対応できるようなかたちのものに出来ればということで進めております。

それから、ドクターヘリの関係なんですけど、今の消防の、ドクターヘリの出動となった場合には今の防災ヘリと同様のかたちでの要請になっていくと思います。

特段ドクターヘリだから、あるいはそのドクターヘリの対応が出来ないからということでの区別はしないということで、第一義的にドクターヘリの要請をすると。ただドクターヘリも他の地域で使っているとなった場合には、本村への導入は出来ないということになりますので、その際は防災ヘリということになろうかと思いますので、基本的にはドクターヘリの要請を第一義的に進めるということになろうかと思います。

ただ要請の手段そのものが今までは本村の担当職員のほうが直接県のほうの危機管理課のほうに連絡をとっておったわけなんですけど、今回は直接現場のほうの看護師のほうから鹿児島市立病院のほうに連絡がいくということで、確かに消防の職員がやっていたものを現場のほうの看護師がそこをするということになれば、看護師の負担がかなり増えると思います。

従いまして、この議会が始まる前までに、何らかのかたちで看護師のほうの研修を出来たらということで計画をとってみたんですけど、なかなか調整が出来ずにきておりますので、年内にはその研修等を進める必要があるんじゃないかと思っております。

それから、看護師のほうの負担軽減ということで、当然現場のほうに看護師一人しかいない、あとその補助員もいるんでしょうけども、当然その補助員のほうもそのときにはその診療所の現場のほうに配置させると、待機させるということと併せて、消防分団のほうの団員の方を1名ないし2名は必ず診療所のほうには待機させるという方法も進めるべきだということで、一応担当のほうには指示を出しております。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

3番、前田功一君。

○３番（前田功一君）

宝島のこの集出荷施設の外壁の工事が入っておりますけど、勿論もう今度は前回のような施工はしないようにお願いいたします。

それとちょっと気になるんですけど、他の島にも同じような施設がたくさんあると思うんですが、他の施設の今の状況をちゃんとその後、宝島がこういう状況だということで、他の島のちゃんと確認も、どういう状況かというのをちゃんと確認とかはされたのか。今のうちにその外壁等も壊されないうちに、今のうちにちゃんと補強工事等を済ませておけば、また多額な金も要らないわけだから、他の島の集出荷施設に対してもちゃんと補修を行っておくべきではないかなと思うんですが。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この時期、この時期といいますと、宝島と似たような施設というのは中之島にございます。
中之島は一回だけですかね、外壁がちょっと傷んで、それはもう修理して、それから一回も何もございません。台風とかそういうのがきても。
他の島にある集出荷施設というのは県営事業でつくったものですから、構造そのものが全然違います。で、どこも修繕とかそういう話も上げってきておりません。
今回宝島の集出荷施設のその張替え工事でございます。今回はもうこちらのほうに設計図があるんですけど、その鉄骨の間にもう一本たての補強をしまして、そしてその今までみたいにフック式じゃなくて、完全にもう板で打ち付けるというかたちでもって、三重構造になっております。
外のほうには、勿論防水用のクレオソート等を塗って、それから、目地そのものには全てコーキングをするような形をもって、ボルト締めというかたちをとってますので、今回この工事が終われば今までのようなことはないのではないかと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。
7番、有川和則君。

○７番（有川和則君）

企画費の中で、本土復帰 60 周年記念の事業のところで、旅費で、普通旅費と特別旅費とありますが、この違いを教えていただきたい。
それと、筍搬出道路の件ですが、今回 162 メートルと言うことで計画で上がっていますが、計画では 300 メートルなんですが、その残りの分はまた次年度に回すのか伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この旅費の区分の細節の欄の中でですね、一応その本村の会計システム、旅費の会計システムの中で、普通旅費は職員です。それから費用弁償が非常勤職員。議員さんを含めて非常勤職員ですね。それから特別職につきましては、村が出張依頼をするとなったときに、特別旅費というかたちでの細節の区分を設けているというかたちになっております。旅費には変わりないです。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この悪石島の筍の搬出道路でございます。施工延長としては、約 320 メートルほどございまして、当初の計画では、土工のみを、土工が必要な区間がありましたので、そこは大体 170 メートルしまして、舗装延長を 152 メートルする予定でございましたけど、特定離島ふるさとおこし推進事業で今回又変更増となりまして、舗装延長が 144 メートル増の全部で 296 メートルになる予定でございます。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○７番（有川和則君）

本土復帰 60 周年記念事業にですね、参加することによって、ある島の看護師さんがその参加するときに、実費で参加していますよね。同じ島民扱いするのであれば、やっぱり島民扱いとして旅費もただにするべきじゃないかと思います。
そこら辺の考え方をお聞かせいただきたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この復帰 60 周年記念事業につきましての住民の参加につきましては、すべて村のほうで旅費、つまり宿泊ですね、船運賃等につきましては全部見たわけですけれども、今議員が言われますように、看護師がどいうかたちで参加されたというのかですね、その経緯をみてみらんとなんともいえないわけなんですけど、基本的には村のほうでこの検討委員会を開く際に、それぞれの出張所、それからその島の地域の代表者の方々に参加者の確認をさせたかと思うんですね。そのときにその方が名簿上の中に登載されていたのかですね。そこら付近の経緯も見ないことにはなんとも言えないわけなんですけど、基本的にはこの記念事業で参加された方につきましては、船運賃、宿泊費については村が全てみるということ

で今日まで来ているわけなんですけど。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

今回の 60 周年記念事業の参加の件につきまして、うちの職員、看護師ですね、出会したいという申し出がありました。出会するということは、職員として出会、住民としての出会だったと思うんですが、職員が職務を離れると。そうした場合ですね、特に看護師の場合、代替看護師を要請しなくちゃならない。配置しなければならない。そういったもので対応しております。そこを職務を離れて参加した場合に、うちの職員も配置しますので、予算もかかると。ただ、今回参加するという部分においては、休暇のかたちで、有休、休日等を使ってですね、いわば個人として参加してくださいと言うことで、仕事との分断をハッキリさせるということでしました。

休暇を申請しましたので、それに対応して今までどおりうちのほうとすれば、代替看護師等の要員を配置して、休日を取らせました。ですから、今回の参加につきましては、個人の休暇で参加したとしておりますので、費用等につきましては、個人参加、60 周年記念事業の予算の中では出ていないということになっております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第４、議案第 85 号、平成 23 年度十島村一般会計補正予算（第 3 号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、議案第 85 号、平成 23 年度十島村一般会計補正予算（第 3 号）についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより 5 分間休憩いたします。

3 時にお集まりください。

休憩　　１４時５５分
再開　　１５時００分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第5　議案第86号　平成23年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件

○議長（日高通君）

日程第5、議案第86号、平成23年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第86号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

2ページに予算の総額を示してございますが、歳入歳出にそれぞれ474千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,727千円と定めてございます。

5ページの歳入からご説明を申し上げます。

一般会計の繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金のうち、保険税軽減分として、328千円を増額しております。

保険者支援分といたしまして、57千円を減額しております。

それから特定健康診査等受託料につきましては、平成23年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合長寿健診補助金と致しまして、203千円を増額しております。

これにつきましては、後期高齢者の健診にかかる補助金でございます。

歳入については以上でございまして、次に歳出ですけれども、保険給付費のうち、一般被保険者療養費につきまして、柔整受診者や針灸受診者の増加等によりまして、369千円を増額してございます。

それから、保険事業のうち、特定健康診査情報提供業務委託料と致しまして、25千円を増額してございます。

これにつきましては、生活習慣病等で治療中の被保険者に関する情報について、村が医療機関に情報提供の請求をしまして、国保連合会を通じ情報提供を受け、その受けた情報をもとに、特定保健指導や医療機関の適正受診にしすることを目的として鹿児島県全域で新たに始められた取組みであります。

諸支出金につきましては、平成22年度出産育児一時金補助金確定に基づく、過年度精算分80千円を補正したものでございます。

以上で簡単ですが、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○６番（用澤満男君）

保険税に関することで若干伺いたいと思います。

本村の保険税の納入方法としてね、8回に分かれて納入請求していますよね。

その中で、1月中に2回支払いをせないかんような、その形態になっているんじゃないのかなと私は思うんですが、1月の間に2回請求、その支払いをせないかんというかたちになっていると思うんですが、そこらへんはどうしようもないのか、8回だからそうなっているのか、良くわかりませんが、確かなっていると思うんですよね。

1月に2回払うように、1月3日なら3日、4日に払って、また1月の30日とかに払うようなパターンで請求が出てきていると思うんですが、そこらへんは払う側の立場としてね、非常にしんどいんじゃなかろうか、他に方法はないのかどうかってことでは、皆さん知らない状況なんですが、確認をした上で検討願いたいと思います。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）
　その件につきましては、ちょっと確認を致しますので、しばらくお待ちください。
○議長（日高通君）
　住民課長、久保源一郎君。
○住民課長（久保源一郎君）
　保険税条例の中では8期になっておりまして、だぶるという部分では記述はされていないんですが、今年の分がだぶったかたちになっているんでしょうか。
　7期がですね、1月4日から同月31日まで、8期が2月1日から同月末日までというかたちでは記載されているんですが。
　と、8期が2月1日から同月末日までと。2月までで8回終わるようなかたちになっております。
　発行の時期、そこらへんちょっとだぶる部分は。ちょっと担当のほうで調べてみますけど、一応条例上は、月ごとの部分でだぶったかたちでは重複したかたちでは請求をしなさいというかたちにはなっておりませんので、今回の部分につきましてはちょっと日にちの暦の関係もあるかもしれませんので、ちょっと確認をいたします。
○議長（日高通君）
　この問題についてはですね、少し担当のほうで調査をして、そして議会のほうには報告されると思いますので。
　他に質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
○議長（日高通君）
　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　討論ありませんか。
（「討論なし」との声あり）
○議長（日高通君）
　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。
　それではこれから、日程第5、議案第86号、平成23年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を採決します。
　お諮りします。
　本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（日高通君）
　異議なしと認めます。
　従って、日程第5、議案第86号、平成23年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第６　議案第８７号　平成２３年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第３号）についての件

○議長（日高通君）
　日程第6、議案第87号、平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第3号）についての件を議題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第87号について説明を申し上げます。

本案につきましては、平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算第3号でございます。

2ページの歳入歳出補正予算でありますが、歳入歳出でそれぞれ290千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ862,781千円と定めてございます。

まず5ページの歳入から申し上げますけれども、営業外収益で207千円を増額計上し、補正後の予算を209千円としております。

これにつきましては、議案第83号の損害賠償費289,500円のうち、207千円が賠償責任保険金から支払われるものであります。

それから、国庫補助金で83千円を増額計上しておりますが、補正後の予算を560,140千円としております。

これにつきましては、離島航路国庫補助金の財源調整として計上したものであります。

次に歳出ですけれども、運航費用の雑費の補填、保証補填、ならびに賠償金で290千円を計上しております。議案第83号に伴う損害賠償費であります。

船舶交通の第87号（第3号）予算の関係につきましては、この賠償金のみでございますので、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○２番（永田和彦君）

今回のこの補償の関係とは直接は関係は無いんですが、ちょっと伺いたい部分があります。

というのが、村のほうで年間のこのフェリーとしまの運航に関して、12航海の臨時便配船を出来るようなかたちで運航していたかと思うんですが、今年度分の臨時便の残りの枠というか、それが先程航路室長に確認をしましたら、6航海ほど残っていると。もうあと残すところ、実質1月、2月、3月、3ヶ月残っているわけですが、その中で特に今回ここでどうしても取り上げたかったのがですね、1月のセリ市の関係で配慮をしていただけるものと思っておりました部分なんですが、1月のセリが1月10日の火曜日に行われます。で、前日が体重測定ですので、9日の月曜日、これが祝日になりますが、8日の日曜日にはセリ市に随行される方は上がってきます。

そうなった場合、セリが火曜日に終わって、帰りは金曜日になるんですよね。この週。水曜日便をそこで入れていただけるものだろうと思っていたんですが、現実問題として、この出入港予定表が発表されてみたら入ってなかったと。これに関して、島のほうからも農家さんのほうからも何とかできんのだろうかと、直接の問い合わせのほうが私のほうにも来ています。

で、全くその臨時便の枠がないのであれば仕方が無いのかなと諦める部分なんですが、枠も残っていると、そういった中で、特段の配慮をいただけないものかと思いまして、あえてここで取り上げさせていただきました。

判断は最終的に村長がしていただけるものと思うんですが、その点について現時点での考え方を伺いたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

私も今議員からの質問で知ったわけで、ここでどうなるのかよく分かりませんが、吟味をして、変更はできると思いますので、枠があるのであるならば、やはり厳守してやるべきだとそういうふうに思います。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○２番（永田和彦君）

残り半月ぐらいになっての、急な変更のお願いという部分で、非常に心苦しいところはありますが、やはりどうしても鹿児島滞在となりますと、やはり農家の負担という部分はかなり出てきます。

そういった部分で、やはり普段の日常の島での仕事も抱えておられる皆さんですので、是非そこには配慮をいただければと思いますので、実現可能な方向で宜しくお願いしたいと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○４番（平泉二太君）

一点だけ。

この予算とは関係ないんですけど、ちょっと発言させてください。

鹿児島での満潮のときのとしまの入港あるいは出港の時のタラップの傾斜ですよね。これがものすごく満潮時には乗り降りが大変だということで、としまの船員からも満潮時のその替えのタラップで、島にあるようなああいうかたちでいいから、短くてもいいんですよと。そういうのを一つ作ってもらえないだろうかなという相談も受けたものですから。

満潮時に今のやつでは油圧式である程度までの角度しか降りないと。それで下の乗り口がありますよ。そこに着けられないということで、やはり高い、ものすごい高い急角度で降りてくるもんだから、もう僕らでも実際手でも離して、足でも滑らせたら下まで転げおちるような角度なんですよね。そういう中でやっぱり、満潮時で使用するための簡易なタラップですよね。屋根付きじゃなくてもいいから、島で乗り降りをするときのタラップがありますよ、あれだったらその下の乗り降り口にも差し込めると。短いやつでもいいんですけどねと相談もありましたので、そこらへんを一つ考えてみてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

私はちょうど満潮のそのとき乗り降りをしたことがないから、感覚的にはわかりませんけど、やっぱり乗客の方がご不便をなさっているのであるならば、島で使っているタラップとかそういうのでもって、下のほうから降りらせるような、そういうことを検討してみます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑をおわります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第6、議案第87号、平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第3号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第6、議案第87号、平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第3号）についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程報告

○議長（日高通君）
　これで本日の議事日程は全て終了しました。
　明日は午前 10 時にお集まりください。

△散会

○議長（日高通君）
　本日はこれで散会します。
　お疲れ様でした。

12 月 14 日（水）

△開議宣告

○議長（日高通君）
おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（日高通君）
本日の日程はお手元に配布しました議事日程表のとおりといたします。

△日程第１　議案第 88 号　平成 23 年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定・介護サービス勘定）補正予算（第 2 号）についての件

○議長（日高通君）
日程第１、議案第 88 号、平成 23 年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定・介護サービス勘定）補正予算（第 2 号）についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。
○村長（敷根忠昭君）
議案第 88 号についてご説明を申し上げます。
本案につきましては、平成 23 年度十島村介護保険特別会計、介護保険事業勘定と介護サービス勘定の補正予算（第 2 号）についてでございます。
まず、2 ページの予算の総額についてでありますが、平成 23 年度十島村介護保険特別会計、介護保険事業勘定と介護サービス勘定、補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に 442 千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 91,502 千円と定め、これを介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 345 千円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 90,105 千円と定め、介護保険サービス勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 97 千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ 1,397 千円と定めるということでお願いをしてございます。
まず、7 ページの歳入から説明を申し上げますが、使用料及び手数料に、平成 22 年度分、過年度分督促手数料を 1 千円。それから国庫支出金、国庫負担金で 67 千円を減額しておりますが、これにつきましては、平成 23 年度の介護給付費交付金決定に伴うものでございます。
それから、次の国庫補助で 2 千円減額してございます。
これは 23 年度地域支援事業国庫交付金決定に伴う減ということになります。
それから、支払基金の交付金で 65 千円の増額になっておりますが、これについては平成 22 年度地域支援事業交付金の精算に伴うものでございます。
次に県支出金でありますが、31 千円の減額であります。これにつきましては平成 23 年度介護給付費の決定によるものであります。
それから繰入金につきましては、一般会計からの事務費分の繰入で、基金繰入金につきましては、介護従事者処遇者改善特別基金から、320 千円を保険料充当分として繰り入れております。
次に歳入になりますけれども、8 ページで総務費の総務管理費で、役務費で 20 千円、賦課徴収費の

需要費で20千円、それから介護認定審査会費の役務費で20千円、趣旨普及費で啓蒙啓発事務費として50 千円、それから保険給付費、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費で居宅介護利用者増によりまして、1,425千円を増加しております。

それから、施設介護サービス利用者の減で当初15名見込んでおりましたが、これが12名となるために、1,351千円を減額しておりまして、居宅介護サービス計画給付で98千円を増加しております。

これにつきましては、居宅介護者が増加したことに伴いまして、介護計画の作成が多くなったことによるものであります。

それから地域支援事業費で介護予防事業費につきましては、一般高齢者施策事業費に予算化していた特定健診介護機能評価事務費で、287千円を予算に組み替えをしております。

それから、次の介護サービス勘定でありますけれども、歳入としては一般会計歳入繰入金で 97 千円、それから歳出で居宅サービス事業費で入浴介助の介護補助員賃金として、97 千円を追加してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○２番（永田和彦君）

このサービス勘定のほうの賃金の関係で、入浴介助の部分なんですが、例えばこれは単価がいくらなのか、それから賃金を支払われる対象者が何名ぐらい村内にいるのか、その点について説明をお願いします。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

サービス勘定の居宅介護サービスの入浴介助の件でございますが、これにつきましては、ホームヘルパーの現在島にいない地区等におきまして、介護の入浴介助が必要な方等がいると。希望もあるということで、本来ホームヘルパーがいる島、地区でありますと、そのホームヘルパーさんを派遣するわけですが、居ないということになっております。ですから、これは全くの単独と言うかたちになるということでございます。

現在ホームヘルパーが居住していない地区が２地区、諏訪之瀬島と悪石島ということになっております。

これはホームヘルパーの派遣の要綱はあるんですが、これに類したかたちで福祉の分をやりたいということでございます。1名の分を見込んでおります。

地区につきましては、悪石島ということで、今回賃金と言うかたちでお願いをしているわけでございます。

時間当たりホームヘルパーの関係でいきますと、1 時間あたりの派遣が 1 千円という見込みで計算をしております。

時間に合わせて支給をするというかたちでございます。

ただ、この要綱の部分の派遣に伴って、これは全くの単独の部分でございますので、その間の事業の要綱等を別の形でですね、今定めて実施をしたいとしております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○６番（用澤満男君）

宝島へ現在造ろうとしている小規模多機能の施設。類似と申しますか、その施設あたりは今のところ順調にことが運んでいるのかどうか。スタートするという、4 月からスタートするんだろうというふうに、私は認識しているんですが、いろんな手続き、あるいは建物のその工事関係の進捗状況あたりはどのようになっているのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

宝島で本年度計画しております小規模施設の建設のことでございますが、先般 12 月初旬に入札執行をいたしました。

結果としまして不調におわっております。それで、再度仕様等を見直し、設計の変更等を含めてですね、現在させております。それによって、また再度入札執行を図りたいと考えております。期限的にこの季節、入札、仮に 2 回目の入札執行で決定したとしましても、工期的なもの等で 3 月 31 日、年度内の完成というのは、この施設の大きさからしますと、ちょっと難しいのではないかと、一部繰越と言うかたちも予想されると思っております。

それから、諸手続きの件につきましては、今最終的に県のほうと詰めを行って、要綱の改正なり、相当サービス等のですね、小規模施設のするための、いわば十島村における相当サービス事業の要綱等の部分をですね、作成を、最後の詰めでやっておりまして、今週末にはですね、だいたい打ち合わせの部分で出来るのではないかと思っております。

ただ、本体のほうがまだ未着工と言う部分が残っておりまして、そこらあたりがいつごろの部分で建設着工と完成が見込めるかということで、年度内の部分が若干延びるというのが今の現状でございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

ヘルパーのですね、先程でましたけれども、活動について質問を行いますけれども、先程の 2 番議員さんの答弁では、悪石島と諏訪之瀬島がいないということでありますけれども、他の島におきましてもですね、実際にヘルパーさんはいるんですけれども、実際に動いてないという実態があります。

実際にヘルパーとしての認定を行って、要請を行っているのかどうかですね。

それと、各島のヘルパーさんの活動の内容等がわかれば説明を願いたい。なければ議長を通じて後で資料の提出をお願いしておきます。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

ヘルパーの活動記録、内容等につきましては、後ほどお知らせしたいと思います。

それと各島の人員等もお知らせいたします。

ヘルパーの分なんですが、ヘルパー養成、前年度たしか 1 名要請をしたんですが、前年度 1 名だったですかね、私の記憶ではそうなっていると思いますが、要請したあと、今年度はまだ要請の部分でしておりません。

ただ、ヘルパーの講師を受けた、島に帰ったとしましても、そこの地区にですね、そういった介護ヘルパーを派遣する要望、要請、申請なり、そういったもの等がないこともあります。ですから、そのままの状態でただヘルパーの講習をうけたというかたちで、実際に活動という部分がですね、保険を使っての活動というのがあまりないというのも実体でございます。

それで、ほとんど施設のほうに行かれていると。現在島におる方で要支援、要介護、そういった認定を受けている方におきましても、そういったヘルパーの要望と言うか、要請がない場合もあります。そういったかたちでですね、頻繁に活動がなされていると言う部分ではですね、実績があまりないのではないかと思っております。

あるのとないのとがありますけど、そういった制度をですね、大いに利用してもらえればそれなりにこちらのほうも、ホームヘルパーなり、介助の部分で派遣が出来るかとは思っております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

その資料を後でまたお願いしておきますから。

介護の認定を受けていない独居老人の方が多数おりますよね。そういう方々に対してですね、何か手助けができないのかと、私はいつも地域におって思っておりますけれども、ひとりおっていろいろ、入浴とかも大変な高齢者もおります。そういった実態のですね、調査を地元の看護師とかですね、保健師もおりますから、そういう細かくですね、チェックを行って、この方は支援が要るんじゃないかという

見極めをですね、やっぱり見つけ出して欲しいと思います。

本人から申し出もありますけども、周りが支えあって、助けていくのが介護の本来の姿でありますから、そういう皆で支えるんだと言う意識をですね、もう少し見えるようにですね、行って欲しいと思っておりますので、その点も配慮をお願いしておきます。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

うちの住民課のほうに、保健師3名おります。

その他、出張の段階では、夜間にかけて訪問するとか、そういったかたちで実施しております。時間外等も含めてしていると思います。

それと常に介護の部分になりますと、診療所のほうの看護師との情報交換、それから民生委員等の話とか、そういったかたちでですね、常にそういった福祉の政策、そういったもの等が必要な方がいないか、そういったのは出張のたびにですね、ただ本来の出張以外の部分でですね、必ずそういった訪問とか、そういったかたちをとって情報収集しておりますので、また家族の方もですね、そういう部分で遠慮なさらないでですね、話を持ってきてもらえればですね、それなりの本人のケアなり、そういったかたちの話し合いも出来るんじゃないかと。正式に申請があれば、認定審査会のほうに、鹿児島市のほうに委託しておりますが、そこで諮ってもらって、認定をもらうという形になるかと思っておりますので、福祉ですので自分の生活、島で出来る部分も含めてですね、そういう福祉政策に関してはですね、住民の皆さんのそういった積極的な情報なり、相談なり、そういったもの等はやってもらいたいと。それに対応して、職員のほうもその人のすべきその人に対する福祉のありかた、そういったもの等は常に前向きにやっていると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第１、議案第 88 号、平成 23 年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定・介護サービス勘定）補正予算（第2号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第１、議案第88号、平成23年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定・介護サービス勘定）補正予算（第2号）についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第2　議案第89号　平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての件

○議長（日高通君）

日程第2、議案第89号、平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての件を議

題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。
○村長（敷根忠昭君）
議案第 89 号について、ご説明を申し上げます。
本案につきましては、平成 23 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）でございます。
まず予算の総額ですけど、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 475 千円を追加いたしまして、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 78,743 千円と定めてございます。
5 ページの歳入から申し上げますが、一般会計の繰入金で 475 千円を計上してございます。
これにつきましては、歳出に要する一般会計からの繰入金ということでございます。
それから歳出につきましては、営業費用の維持管理費の役務費で 274 千円を計上しておりますが、これにつきましては、備蓄用の飲用飲料水ペットボトル 500cc、24,192 本の寄贈が国からございまして、これによる各島への船運賃として計上したものでございます。
それから備品購入費で 200 千円を計上しておりますが、これにつきましては、諏訪之瀬島の水中ポンプが故障しておりまして、新替によるものでございます。
それから建築事業費の簡易水道施設改良工事費の旅費を 85 千円減額いたしまして、需用費で 86 千円を計上してございます。
これにつきましては、今後の現場旅費回数が確定したものによる調整でございます。以上で簡易水道特別会計の予算についての説明を終わります。
○議長（日高通君）
提案理由の説明がおわりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
7 番、有川和則君。
○７番（有川和則君）
今回の補正とは関係ないんですが、前回試掘した部分を今現在ボーリングしているんですが、今までの状況が分かっていれば教えていただきたい。
○議長（日高通君）
経済課長、松下賢次君。
○経済課長（松下賢次君）
悪石島のボーリングの状況でございますけど、まだこちらの方にはどういう結果であるとか、そういうのは上がって来ておりません。
○議長（日高通君）
2 番、永田和彦君。
○２番（永田和彦君）
もう少し、この今回のこの飲料水の取扱について伺いたいんですが、通信運搬費ということで船運賃ということだったんですが、各島に割り振られて発送されると思うんですが、具体的にその割り振りの数量が分かればその説明と、各島におけるその保管管理そこら辺はどのような形で行うのか、併せて保管場所等についても説明をお願いします。
○議長（日高通君）
経済課長、松下賢次君。
○経済課長（松下賢次君）
皆様のお手元に 89 号の資料ということで、飲料水の寄附の申し出と言うことでここにあります。大体国の要望としては受け取りは一箇所につき、大体 20 パレットということでございましたけど、本村の場合はどうしても船運賃とかそういう関係でパレットそのものが 20 パレットは出来なかったものですから、うちの要望としては今のところは 13 パレットと言うことで要望をしてあります。14 パレットですね。各島大体 2 パレットを一応は計画しております。その 2 パレットと言うのは、大体本数にすると 3,456 本ぐらいでございます。500cc。これは今後各島の人口割とかそういうので調整はしていかなくちゃならないかと思っております。今のところ、その保管場所とかそういうのは出張員あたりと相談はしておりません。場所そのものはこれが決まり次第どこに送り込むとか、どこに保管してくれとか言

うのは連絡する予定でございます。

大体これがなんですかね、その飲料水の有効が大体2年後ぐらいまで保管が大丈夫と、消費期限が大体2013年の5月4日までとありますので、大体2年ぐらいは保管が出来るんではないかと思っております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○２番（永田和彦君）

各島3,456本と言うことで、ケースにすると144ケース位かなと。そうなった場合、かなりのスペースを要ると思うんですよね。保管の。

スペース的な部分、それから、2年間の消費期限と言うことですけれども、そこら辺の消費期限を迎えた段階での処理と言うか、配布というかたちになるんでしょうけれども、各家庭にとかですね、。そこら辺も含めて、各島出張員さんとも打ち合わせをとりながら有効に活用できるようにお願いします。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第2、議案第89号、平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか、。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第2、議案第89号、平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

審議途中でありますが、これより5分間休憩いたします。

10時35分にお集まりください。

休憩　　１０時３０分
再開　　１０時３５分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第３　議案第 90 号　十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第 3、議案第 90 号、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 90 号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案書にも書いてございますように、小規模多機能居宅介護類似事業を正式な介護保険適用事業（地域密着型サービス）に転換していくことに伴いまして、外部有識者を委員としての検討委員会を作るための所要の改正をしようとするものでございます。

議案書のしたのほうに、別表 2 に次のように加えると言うことで記載してございますが、地域支え合い体制づくり事業検討委員会を設置することによって、委員長、同委員の日額報酬をそれぞれ委員長が 7,200 円、委員が日額 7,000 円と言うことで、この 2 つを加えるということでございますので、よろしくお願いいたします。

また条例は平成 24 年の 1 月 1 日から施行するということで、附則で謳ってございます。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

地域支え合いの委員会を結成と言うことでありますけど、細部につきまして、どのような内容であるのか、資料等があれば説明を願います。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

今回の報酬の委員長報酬、委員報酬の件でございますが、これにつきましては、平成 23 年度鹿児島県地域支え合い体制づくり事業というのを申請をしております。事業の実施期間としましては、24 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 3 ヶ月間の事業でございます。

事業の内容としましては、有識者、実践者、島民、行政職員からなる委員会を立ち上げます。

委員会の中で、介護保険適用サービスの移行へのあり方つきまして、相当サービスの人員、それから運営基準、それ等を類似居宅介護施設等の部分で実践実証をするということでございます。

それから、自主事業としまして、配食サービス、介護予防サロンの運営も実施をすると。もう一つ、サービス利用者におきましては、家族地域住民の意向、並びに満足度調査も行うということを、この事業の中で実施いたします。

それからもう一つ、地域の介護の育成、介護人材の育成も図ると。大体この概ね、大きな 4 つのことをこの事業の中で実施していくと。実践箇所につきましては、現在進めております宝島になると思っております。

現在実施しております介護施設の類似事業でございますが、これ等につきましては、類似事業としてやる部分につきましては本年の 12 月末までと、それに引き続き、この支え合い体制づくりのほうで本年度末まで、3 月まで継続していくというかたちになります。

ですから、検討委員等の別の委員会が組織されますので、それに伴って会議等を実施した際のですね、委員報酬を定めなければならないとなりましたので、今回追加という形で報酬等をお願いしているもの

でございます。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

内容等につきましては理解ができましたが、まずこの委員会の人員の選定と人員の人数につきまして、何名で構成をするのか説明を願います。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

委員の構成としましては、学識有識者、それから実践者、島民、行政職員ということになりますので、委員会としましては、委員の総数は10名以内ということになります。

まだ任命の部分、そういった等につきましては、まだ決まっておりませんですが、1 月になりまして早々に委員会を招集するために、委員の選定を行うということになります。

ですから、概ね現在行われております小規模類似事業の委員の方、それから第5期介護保険等の計画の作成委員会等の委員さんを中心の形で、選任されるのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 3、議案第 90 号、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 3、議案第 90 号、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定致しました。

△日程第4　議案第91号　『フェリーとしま』検査工事および一般工事請負契約の締結についての件

○議長（日高通君）

日程第 4、議案第 91 号、『フェリーとしま』検査工事および一般工事請負契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第91号について、ご説明を申し上げます。

本案は平成 23 年度『フェリーとしま』第 1 種中間検査工事および一般工事請負契約の締結についてでございます。

地方自治法の第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は平成 23 年度『フェリーとしま』第 1 種中間検査工事および一般工事についてでございます。

契約の方法は本村建設工事指名競争参加等の基準に基づき、4 社を選定しまして、電子入札で執行をいたしております。

電子入札による指名競争入札で執行いたしましたところ、契約金額は消費税込みで 76,650 千円でございます。契約の相手方は鹿児島ドック鉄工株式会社、代表取締役、野元達美で、平成 23 年 12 月 7 日に仮契約を締結いたしております。

工事の概要につきましては、船舶安全法の規定によりまして、実施する検査工事と一般工事と致しております。

塗装工事、荷役設備工事、主補機関等の整備工事を行うこととしております。なお、工事内容等につきましては、説明資料を添付していると思いますので、よろしくご審議の程お願いをいたします。

以上で議案第 91 号についての説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

2 月からの入船でありますけれども、としま船体、エンジン等、相当数の年月を経まして、老朽化が進んでいると思っておりますけど、前年のドックの費用と本年度のドック費用の比較ですね。どの程度の増減があったのか。金額がわかれば説明を願いたい。

それと、高齢者用の船室の改造を行う計画でありましたけれども、今回の件につきまして、特には見当たりませんけれども、これはどのような対処をするのか説明を願います。

○議長（日高通君）

航路対策室長、上村晋一君。

○航路対策室長（上村晋一君）

只今のご質問でございました前年度との比較でございますけれども、前年度は一応当初 80,000 千円弱ぐらいで契約をしております。

その後の追加工事を行いまして、総額で大体 87,000 千円での契約をしております。それで、今年度と比較しましたら、若干概ね 10,000 千円ほど落ちているような状態でございます。

それとあと、介護用といいますか、高齢者用のベッド室の改造工事の件でございますけど、今回はドックの仕様からはずしております。といいますのも、予算の枠がちょっと違いましてですね、高齢者介護室につきましては、活性化協議会のほうで一応設置することを予定しておりますので、今そちらにつきましては別途の契約をしようと考えております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

昨年はプロペラの磨耗がありまして、10,000 千円ほど高かったと聞いておりますけれども、70,000 千円ぐらいでずっとしたと思いますけど、なるべくですね、安い単価で良いドックの仕上がりが出来ることをお願いしておきます。

それと高齢者用のベッドの増床でありますけど、活性化協議会で行うということは聞いておりますけれども、いつの時期に計画をされているのか、ドック期間中でなければ出来ないと思うんですよね。ああいう大掛かりな工事ですからね。ですから、来年度以降になるのか、そのへんの見通しがあれば説明を願いたい。

○議長（日高通君）

航路対策室長、上村晋一君。

○航路対策室長（上村晋一君）

今回の契約が成立しました後に、このドックのほうと基本的な青写真と言いますか、設計図をおこし

たいと考えております。一応その設計図に基づきまして、入札をしようと考えております。

12 月から 1 月の初旬にかけまして、設計図を描きまして、1 月下旬までに入札を行って、2 月のドック期間中にはこの契約といいますか、発注した改造を行いたいと考えております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

ということは、ドック中に出来るということですかね。

間違いないですか。はい分かりました。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○６番（用澤満男君）

その老人用の介護ベッドをつくるに当たって、皆さんからの地域の高齢者の方が予約をしてもなかなか足りないというような要望からこういうことが上がってきたわけですが、不都合と申しますかそれをつくることによって、どのような状況になるのかなというようなことがちょっと想像できないんですが、一般客室が減るということには繋がっていくんだと思うんですよね。

あと、トイレ辺りとの利便性、お年寄りが入るにしたって、その点はどのようになっているのかというのが一つ。

それと、フェリーとしまのエンジンの回転数をダウンをして運航するにあたって、電気系統あたりは、電気系統もそうだし、いろんな意味において燃費も良くなった、あるいは振動が少なくなったために、いろんなエンジンのトラブルも少なくなったというような概略の話は聞いているんですが、そこら辺とこのドックの関係は特別、金額においては問題はないのか、差がないのかということを伺いたい。

○議長（日高通君）

航路対策室長、上村晋一君。

○航路対策室長（上村晋一君）

只今の質問のまず一点目でございます。

新しくその高齢者対策の部屋を改造ということでございますけども、今現在指定寝台の一番向かって入る手前側の海側のほうを予定しております。そこにおきまして、今現在 8 名の収容スペースがあるんですけども、二段ベッドを一段にするということから一応 4 名しか入れないような状態になるのではなかろうかと考えております。

介護といいますか、その付き添いの方々が入ることにも一応同席することによって、対象者が最大で 4 名、介護者の同室によってもしくは 2 名というような状況に陥ることも想定はされております。

トイレにつきましても、極力近い所ということで考えておりますけど、いかんせん段差といいますか、若干デコボコが一箇所ございますので、そちらのほうも解消をしたいと考えております。

それと、回転数を減らした運航での、今回ドック等の支障ということでございましたけども、今の段階ではそういったものの確認は認められておりません。それであと、今現在メーカー側から 8 年推奨、10 年推奨という格好で、部品交換の提案がされてはいるんですけど、一応そちらにつきましても、ドックで一応あげて、中を開放して確認したのちじゃないと、こちらのほうも発注はしませんということで、今回の当初の入札した中から一応全部省いております。ただし、なにぶん 11 年目を迎えた船でございますので、多分傷みというのはあるかと思います。それで若干の追加工事もある程度は覚悟しておりますけど、極力修繕費のほうは抑える覚悟で一応契約のほうはしたいと思っております。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○６番（用澤満男君）

スペース的には指定席の海が見える側というふうにして理解が出来ます。

今現在の指定席の活用度と申しますか、普段見てみますとほとんどが上のほうは皆さん嫌がるという面もあるでしょうが、上の空間は開いていると。実質使っても 4 名がほとんどだというふうに思います。そういう面では実質 4 名がそこに入ると、4 名が違う所に人数的にはそんなに乗船客の人数的には変わりはないのかなと、そんな思いがいたします。ただ、過去にも私が述べました通常航海の中で、いつもサロンの空間と言うのはほとんど活用されていないという思いがするんですね。ですから、サロンの一

部を何らかのかたちでそういうふうに改造していくということも、絶えずそのサロンは開いていると、使っていないというのがありますので、あの空間をもう少し狭めたかたちで考えることも必要なのかな将来。いろんな今現在使われているのが、県の方々、あるいは国の人たちの視察等の時にあそこを使ってする。あるいは一年間でもっとも乗客の多い時期にあそこに雑魚寝をさせるとか、その程度の使用頻度しかしてないのかなという思いがするんですが、その点についてはどのように考えるか、考えているのか伺いたい。

あと、その高齢者のスペース、ベッドのスペースを作るにあたっては、ゆれる船の中でのいろんな行動を起こしますので、手すり等は徹底してよく考えて設置をしていく必要があるんではなかろうかなと、そういうふうに思いますので、その点も十分に検討して、設計等をやっていただければというふうに思います。

○議長（日高通君）

航路対策室長、上村晋一君。

○航路対策室長（上村晋一君）

只今の件につきましてですけれども、確かに用澤議員がおっしゃるとおり、二段ベッドの上の方の活用が少ないことは確かに事実でございます。そちらのほうも一番認識しまして、今後の私共の運航のあり方といいますか、数字のほうには考えて行きたいと思っております。

あと、併せまして、そのサロンの空間につきましても、自分の口から今相当言った認識というのも一言でいうのも困難ですので、一応村長、あと船長、関係各位とも話をしまして、今後のありかたについてまた検討した結果をまた後日お示ししたいと考えております。

それと介護用の高齢者対策の手すり等を安全に留意した設計をしろということでございますけど、そちらにつきましては、重々いくつかの案を一応出させまして、あと関係機関、住民課とかそういった部分等の意見を聞きながら、一応実施したいと考えております。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君

○６番（用澤満男君）

細かいことなんですが、高齢者等が増える中でトイレの件につきましては、和式が一つ、洋式が一つ。その中で、過去において新船を造ったときには、あれは確か後だったかな、和式だけだったような記憶があるんですが、あとからまた議会で議論して、洋式を一つ増やしたという経緯があると思うんですが、今の一般的な状況の中でね、和式をどうしても一つ置く必要があるのか。あるいは全てを今度は洋式にしたほうが皆さんが活用しやすいんではなかろうかなと、そこら辺の検討も今後やっていく必要があるのかなと、そんな思いがいたします。

また、それとレストランの活用の中で、皆さん椅子を固定しているもんだから、はずしたりしてね、あっちへ動かし、こっちへ動かししているんですね。ですから、安全性を考えると固定をしなければいけない。そうすると、人がいっぱいで座りきれないというときには、仮に予備の椅子があれば、わざわざ固定しているやつをはずさなくてもいいような気もするんですがね、そこら辺の考え方は、船長あたりはその安全性というところがどのように考えているのかなと。予備の椅子を少し増やして置いておけば皆が利用するのかな。ただし、船が揺れた場合に危険が増すということになろうかと思うんですが、その点のサービスのあり方というのも今後考えていく必要があるのかなと思うんですが、その点については、考え方を伺いたい。

○議長（日高通君）

航路対策室長、上村晋一君。

○航路対策室長（上村晋一君）

トイレの件につきましては、また今後ちょっと検討したいと思いますので、少々時間をください。

それからレストランの椅子の活用ということですけど、これは若干、余談じみたことも交えて話をさせていただきますと、数年前どこそこの大阪の公園で、たしかベンチの背もたれといいますか、あれがちょっと腐食しておって、倒れた際に、その賠償事故、責任とか、そういった事例もございます。不安定な状態で椅子を設置して、それが船が揺れて怪我をされた。壁に頭を打たれて事故等になった場合に、そういった場合、賠償と言いますか、そういったやつに発展した場合にどうするんだと、そういった対策とかそういったものがない中で、予備の椅子というのを置くのもどうかと、自分の中では思います。

ですので、あくまで安全性が確保された上で、そういったサービスの提供というほうで考えたいと思いますので、そちらのほうも若干検討する時間をいただきたいと思います。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 4、議案第 91 号、『フェリーとしま』検査工事および一般工事請負契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 4、議案第 91 号、『フェリーとしま』検査工事および一般工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第５　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（日高通君）

日程第 5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△教育長発言

○議長（日高通君）

齊脇教育長より発言が求められております。

許可いたします。

○教育長（齊脇司君）

本議会をもちまして、十島村教育委員会教育長を退任することになりました。

在任中の2期8年間は、公私共に温かいご口授を賜り、感謝の意を表したいと思いたたせていただきました。

いろいろな面で、村教育行政にご協力をいただいたことに、まず議員の方々ならびに地域の方々にお礼を申し上げたいと思っております。

ご案内のとおり、私たちの自治体は、隣の三島村と同じように現地に役所がございません。教育長といたしましては、現地に無い厳しさを十分味わうことでございました。

休校せざるを得ないような大きな事例はあまりありませんでしたけれども、隔靴掻痒といいましょうか、靴の上からかゆい所をかくような思いの日々があり、焦りを禁じえないこともございましたが、地域におられる校長先生方のご協力でもって、ことなきを得てきた状況もございました。

鹿児島県教育委員会ならびに鹿児島教育事務所にありましては、指導師事が不在の本村の教育行政でございましたので、様々なかたちでご協力ご指導をいただいたところでございました。

例えば人事異動につきましても、最初の6年間は鹿児島県直轄という利点といったらおかしいんですが、活かして、人事異動ではかなりな業績は上げることができたんじゃないかなと思っております。

学校訪問だとか、村教育研究大会だとか、そういう時の講師派遣につきましても、県教育委員会だとか鹿児島教育事務所の方々のご協力ご指導というのは、質実に表しがたいほど感謝の念でいっぱいでございます。

島といいましょうか、私たちの集落存続のために、村当局からは多大なご協力をいただくことでございました。

また、議員各位にありましては、私の2期目の再任同意には、全ての方々が同意を示していただき、友情の厚さも感じたところでございます。大きく感謝する由縁でございます。

山海留学生に頼らなければ、学校存続が難しい状況がある中、学校当局はもとより、地域の方々のご協力で山海留学生の里親の掘り起しには随分とご協力を得たような感がございます。

また、先生方の中には、我が子を連れての赴任ということも多々ありまして、陰ながら手を合わせ、感謝の意を表していたところでございました。

出迎えや見送りの時に、太鼓の演奏やエイサーの踊りで踊るあの姿は、まさに島興しを私たちもやっているんだという児童生徒、先生方の意気込みを感じることでございました。

突堤の先まで見送るために走ってくる児童生徒、先生方、地域の方々のことを思うと、涙腺が緩む思いがします。

2期8年という長い期間でございましたけれども、公私共に十島村のみなさんには支えられて今日を迎えたかなと思うことでございました。

本当、皆様方には心からお礼を申し上げて退任のご挨拶といたしたいと思います。

有難うございました。

△日程報告

○議長（日高通君）

これで本日の日程は全て終了しました。

△閉会

○議長（日高通君）

会議を閉じます。

平成23年第4回（12月）十島村議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。